

令和8年第3回定例教育委員会会議

日 時 令和8年3月17日(火)
午後1時30分から
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第10号 教育委員会職員の人事について
- 議案第11号 富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 第4次富士見市生涯学習推進基本計画の策定について
- 議案第13号 富士見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

日程第二 報告事項

- (1) 専決処理の報告について(教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること)
- (2) 専決処理の報告について(教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること)
- (3) 専決処理の報告について(教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること)
- (4) 富士見市就学援助費支給要綱の改正について
- (5) 富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱の改正について
- (6) 富士見市地域連携学習支援事業補助金交付要綱の廃止について
- (7) 富士見市教職員研修事業補助金交付要綱の廃止について
- (8) 富士見市立中学校学力向上対策事業補助金交付要綱の廃止について
- (9) 富士見市教育研究会等補助金交付要綱の廃止について
- (10) 富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱の改正について
- (11) その他
 - ・第53回富士見市子どもフェスティバルについて
 - ・水子貝塚資料館・難波田城資料館の企画展について

議案第11号

富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和8年3月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食センターの建替え業務に伴い、富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(事務分掌) 第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。 教育政策課 (1)～(9) 略 (10) <u>学校及び教育機関の建設のうち重要なもの</u>に関すること。 (11)・(12) 略</p>	<p>(事務分掌) 第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。 教育政策課 (1)～(9) 略 (10) <u>学校建設</u>に関すること。 (11)・(12) 略</p>

議案第12号

第4次富士見市生涯学習推進基本計画の策定について
第4次富士見市生涯学習推進基本計画について、別紙のとおり策定する。

令和8年3月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

第3次富士見市生涯学習推進基本計画に続いて、生涯学習に関する施策を計画的に推進させるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、この案を提出します。

(案)

第4次富士見市生涯学習推進基本計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年4月

富士見市・富士見市教育委員会



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



富士見市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

学びを通じて、「充実した日々」を実感できるまちを目指して

本市では、第6次基本構想において、一人ひとりが自分らしく生き、日々の暮らしの中で「充実した日々」を実感できるまちの実現を目指しています。その中で、学びや経験を通じて成長を感じられる「実りある暮らし」や人と人が支え合い、関わり合う「充たされたつながり」、そして安心して暮らし続けることのできる「恵まれた生活環境」が相互に作用しあい、将来にわたって持続していく姿を描いています。



生涯学習は、本基本構想の実現を支える重要な基盤です。学びは、知識や技能の習得にとどまらず、人との出会いや社会との関わりを生み出し、日常生活に張りや生きがいをもたらします。

そして、一人ひとりの学びが、暮らしの充実や地域への参画につながり、まち全体の活力を高めることにもつながります。

本市における生涯学習推進計画は、平成13年度に策定した「富士見市生涯学習推進基本計画」から、25年間の蓄積があり、令和3年度から令和7年度を計画期間とした、「第3次富士見市生涯学習推進基本計画」に基づく取組みでは、市民の皆様の学びの状況や地域の姿がより明確になりました。これまでの歩みを踏まえ策定した「第4次富士見市生涯学習推進基本計画」は、市の基本構想や関連計画との整合を図りながら、生涯学習をまちづくりの力として一層生かしていくための指針となるものです。

本計画に基づき、今後も市民の皆様、地域団体、教育機関、関係機関との連携を大切にしながら、学びを通じて人と人がつながり、誰もが役割と生きがいを持って暮らすことのできる、「充実した日々」を実感できるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた多くの方々に心より感謝申し上げますとともに、引き続き、本市の生涯学習の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

富士見市長 星野 光弘

学びを通して、つながりと活力のあるまちを目指して

生涯学習は、誰もが生涯にわたり自らの関心や課題に応じて学び続ける学習活動を指します。本市においても、生涯学習推進基本計画を作成するとともに、令和5年度に策定した第3次富士見市教育振興基本計画の中で「学び合う地域社会を目指す教育の推進」を掲げ、市民一人ひとりの学びの機会の充実と、学習を通じた地域づくりの推進に取り組んでまいりました。



近年はデジタル技術の進展や少子高齢化などによって、社会構造や生活様式の急速な変化が続いており、子どもから大人まで、それぞれのライフステージにおいて主体的な学びを続けていくことが、これまで以上に重要となっています。

第4次富士見市生涯学習推進基本計画では、生涯学習におけるこれまでの取り組みや成果を踏まえるとともに、社会状況の変化や市民ニーズを捉え、ライフスタイルに合わせた学習機会の充実、これから学びたいという人に向けた学習情報の発信、学んだ知識や技能を活かす機会の創出などによって、学ぶ意欲がさらに生まれ、学習成果が地域に循環していくことを目指しています。

人生100年時代を見据え、生涯を通じて豊かな人生を送ることができるよう、誰もが学びを通して成長し、またその学びが個の充実にとどまらず、地域全体の活力につながるように、関係機関や地域と連携を深めながら取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、富士見市生涯学習推進市民懇談会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民及び関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に向け、引き続き、市民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

目次

第1章 生涯学習推進基本計画の策定にあたって

- 1 生涯学習とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第4次計画策定に至る経緯（富士見市の生涯学習の歩み）・・・・・・ 2
- 3 富士見市の生涯学習の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 第3次計画の振り返り

- 1 第3次計画の概要と実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 生涯学習に関する市民アンケートの結果を受けて・・・・・・・・・・ 12
- 3 富士見市アンケートモニター調査の結果を受けて・・・・・・・・・・ 18
- 4 両アンケートの結果を受けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 第3次計画の評価及び分析・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 第4次計画の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3章 第4次計画の概要

- 1 計画の位置づけと目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 基本的な考え方と基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3 施策の展開（重点施策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 計画の推進体制・進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 第4次富士見市生涯学習推進基本計画

- 基本目標① 多様な学習活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 基本目標② 地域資源を活かした生涯学習の推進・・・・・・・・・・ 37
- 基本目標③ 生涯学習を通じたコミュニティの活性化・・・・・・・・・・ 41
- 基本目標④ 生涯学習関連施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

資料編

- 1 策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 富士見市生涯学習推進市民懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 3 富士見市生涯学習推進委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 4 生涯学習に関する市民アンケート結果の概要・・・・・・・・・・ 54
- 5 市民アンケートモニター（生涯学習関連）結果の概要・・・・・・・・ 60

第1章

生涯学習推進基本計画の策定にあたって

■ 1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。※注1

このように生涯学習は個人の人生を実りあるものにするとともに、学習成果を地域に還元することで、社会全体の豊かさにつなげていくという側面があります。

また、平成27年に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれている、持続可能で多様性と包含性のある社会の実現のための17つの目標「持続可能な開発目標」(SDGs¹)では、その目標の一つに「質の高い教育をみんなに—すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられています。

「人生100年時代²」、「超スマート社会(Society5.0)³」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイング⁴を目指すためには、生涯学習の重要性は一層高まっています。※注2

※注1：平成30年度文部科学白書より

※注2：令和6年度文部科学白書より



¹ SDGs：Sustainable Development Goalsの略称。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

² 人生100年時代：寿命が延びることで、従来の「教育→就職→引退」という人生設計ではなく、学び直しや複数のキャリア、地域活動や趣味など、多様な生き方を柔軟に組み合わせることが求められる時代

³ 超スマート社会(Society5.0)：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会

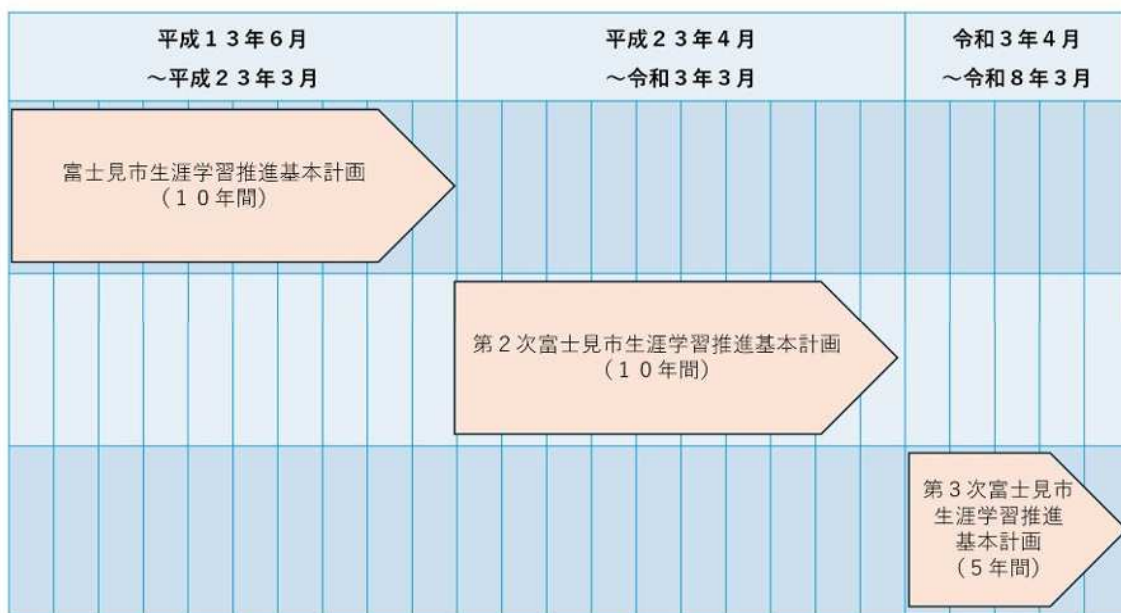
⁴ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

■ 2 第4次計画策定に至る経緯（富士見市の生涯学習の歩み）

富士見市では、平成13年度から平成22年度の10年間を計画期間とする「富士見市生涯学習推進基本計画」（以下「第1次計画」）、平成23年度から令和2年度の10年間を計画期間とする「第2次富士見市生涯学習推進基本計画」（以下「第2次計画」）、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第3次富士見市生涯学習推進基本計画」（以下「第3次計画」）を策定し、25年にわたって生涯学習の推進に向けた取組を計画的に進めています。

また、市の最上位計画である第6次基本構想⁵・第2期基本計画⁶でも「自由な学びにより生きがいができる」まちづくりを基本政策として掲げ、生涯学習の推進に向けた取組を進めています。このように富士見市の生涯学習推進基本計画には、25年間の蓄積があり、市民アンケートからも、「生涯学習」という言葉が広く知れ渡っていることがわかります。

この蓄積を基に、富士見市の最上位計画である第6次基本構想・第2期基本計画や第3次富士見市教育振興基本計画⁷など、関連する計画との整合を図りながら、富士見市の生涯学習をさらに推進するために、第4次富士見市生涯学習推進基本計画（以下「第4次計画」）を策定することとしました。



⁵ 基本構想：市のまちづくりの長期的な展望を示した計画。第6次基本構想は20年間を計画期間として策定された

⁶ 基本計画：基本構想で定めた目標を実現するため、具体的な施策を体系的に示した計画。第6次基本構想の20年間に、第1期から第4期までの各5年間の基本計画を策定

⁷ 教育振興基本計画：教育基本法第17条第1項に基づき、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府が策定する計画。同法第17条第2項で、地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められている

■ 3 富士見市の生涯学習の基本理念

第2次計画で、本市における生涯学習とは、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習ができ、そのこと自体が生きがいになる「自由な学びと生きがいづくり」と位置付けました。また、「自発的に学ぶ」ことで終わるのではなく、学ぶことが自己の生活環境の整備、さらに学びの発展が「生活づくり」、「まちづくり」に寄与することで、協働によるまちづくりへとつながる、今日的な意義があるものとして捉えました。

このような認識をもとに、富士見市の生涯学習の基本理念を「市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習をすすめ、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。」と決めました。第3次計画も、この考え方を継承しており、第4次計画策定にあたっては生涯学習をまちづくりに活かしていくという考え方を継承していく必要があります。

【基本理念】

市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習をすすめ、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。



■ 4 国・県の動向

【国の動向】

平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めた教育振興基本計画が策定されており、令和5年度に第4期教育振興基本計画（以下「第4期計画」）が策定されました。

第4期計画では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとし、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）⁸の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の5つの基本的方針が示されました。

生涯学習の推進に当たっては、ICTの活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要があります。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクール⁹と地域学校協働活動¹⁰の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手として成長を支えていくことが求められています。そのため、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域力の向上」や「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」などに取り組むこととしています。

また、令和6年6月に文部科学大臣から「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策」という諮問が中央教育審議会¹¹に出され、「社会教育施設」や「社会教育の担い手・地域での学び」の在り方についての審議・検討が生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会で行われています。

⁸ デジタルトランスフォーメーション（DX）：英語で「Digital Transformation」と表記される「Trans」を「X」と略することから、「DX」と表記される。2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念

⁹ コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

¹⁰ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

¹¹ 中央教育審議会：文部科学省に設置されている国の教育政策に関する国の有識者会議

【埼玉県の動向】

埼玉県は、令和5年3月に「埼玉県生涯学習推進指針」を改定しました。この指針の中で県の現状と課題について、3つ挙げています。1つ目は、人口減少・少子高齢化の進展により、地域社会の活力の低下や人間関係の希薄化、「人生100年時代」と呼ばれる社会の到来により、子供から高齢者まで「多様な学習機会の充実」や「地域社会における人々の絆の形成」に対する支援が必要であること。2つ目は、人々のデジタル化に対する意識の変化や、デジタル技術の進展により、生活や働き方に大きな変化が起きており、デジタルリテラシー¹²の向上やデジタルデバイド¹³の解消に向けた支援が必要であること。3つ目は、グローバル社会の進展により県人口に占める外国人の割合が増加し、価値観やライフスタイルが多様化しており、お互いの立場を理解し認め合い、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めていくことが必要であること。

これらの課題解決と生涯学習推進を図るための支援の在り方として、「人づくりを支える」、「つながりづくりを支える」、「地域づくりを支える」の3つを指針の柱として定め、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する生涯学習社会を目指すものとしています。

さらに、令和6年度から始まった「第4期埼玉県教育振興基本計画」では、人生100年時代において、培ってきた経験やスキルを生かすだけでなく、生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、社会の激しい変化に対応し、充実した人生を送る上で重要であり、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めていくとともに、学習の成果を働くことや、個人や社会の課題解決につなげていくことができるよう、社会教育施設などにおける生涯学習の機会の充実や、学びの成果を活かす支援が必要であるとしています。

また、様々な地域課題に対して、社会教育には「地域社会の結び付きを強化」するための大きな役割が期待されており、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や、社会教育関係団体等をつなぐネットワークづくりを通じ、「地域課題の解決に向け、多様な学びの支援」に取り組むこととしています。

¹² デジタルリテラシー：デジタル技術や理解を適切に活用するスキル

¹³ デジタルデバイド：コンピュータやインターネットを使いこなせる人と使いこなせない人の間に生ずる格差

第2章

第3次計画の振り返り

■ 1 第3次計画の概要と実績

第3次計画は、第6次基本構想・第1期基本計画の個別計画として、第1期基本計画の基本政策である「自由な学びにより生きがいができる」の達成を計画の目標に設定し、生涯学習を推進してきました。

同計画においての、富士見市の生涯学習について「基本的な考え方」と「基本理念」は以下のとおりです。この「基本的な考え方」と「基本理念」に基づき、3つの基本目標を立て、これらの基本目標それぞれに「施策の柱」と「取組の方向性」、「数値目標」を設定し、年度ごとにアクションプランを作成して、進捗状況の評価・確認と課題の洗い出しを行いました。

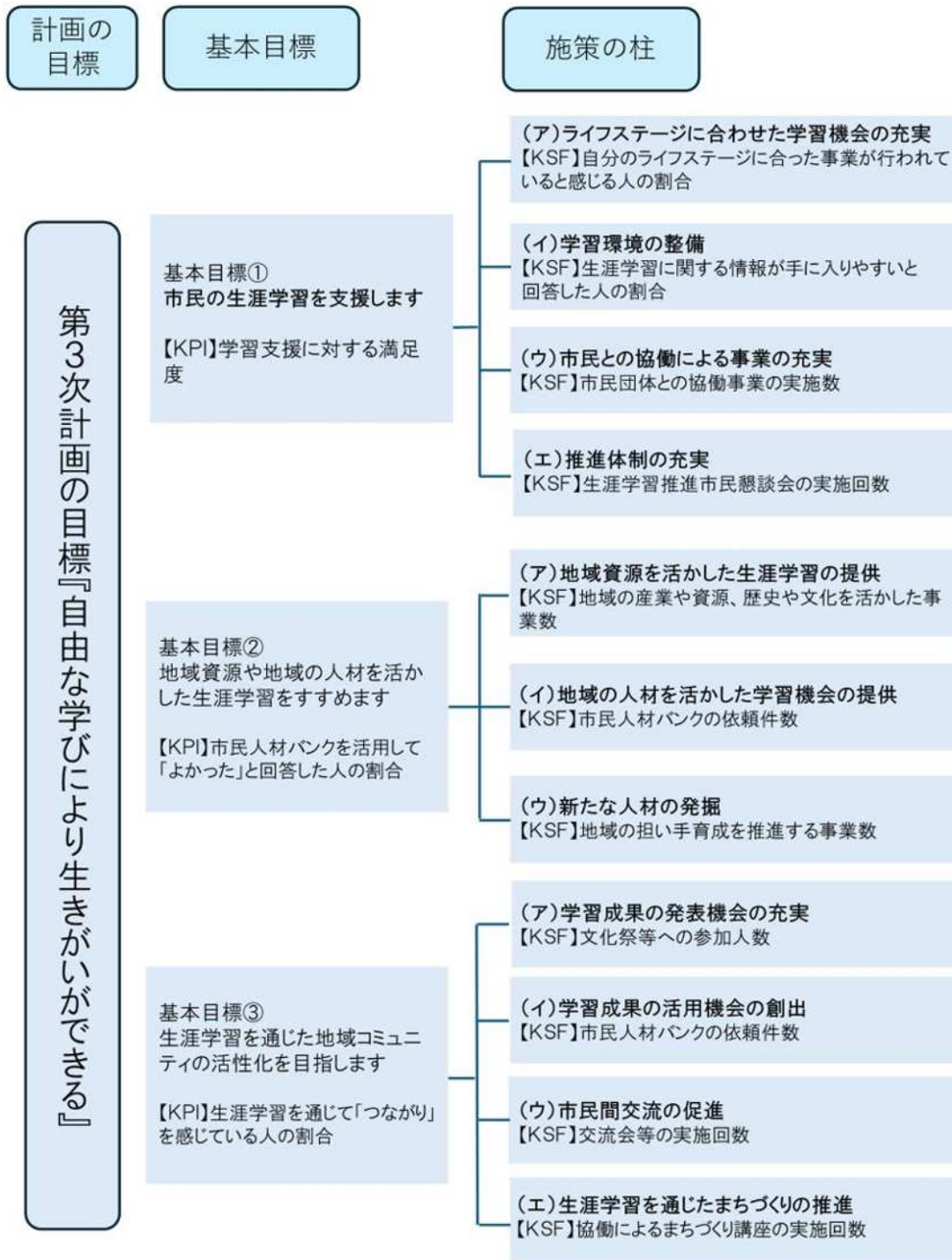
【基本的な考え方】

1. 事業の基本は市民一人ひとりの自由で自発的な「学ぶ意欲」にあるということ
2. 「学ぶ意欲」をさらに育て、市民の主体的な学習活動を支援することが行政の大切な責務であること
3. 市民や関係団体や企業などと行政の協働により「学びやすい環境づくり」をすすめること
4. 地域の課題を解決することを通じた、まちづくりに向けた学習支援であること
5. 市民一人ひとりの課題・目的を解決・追及する力を高めていくことにつなげられるような事業であること

【基本理念（再掲）】

市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習をすすめ、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。

第3次計画の構成



基本目標：基本的な考え方や基本理念に基づき、計画の目標を達成するために設定されたもの

K P I：Key Performance Indicator の略。数値目標の達成のために、重要となる施策の目標値

K S F：Key Success Factor の略。K P I 達成のために重要となる取組の目標値

基本目標① 市民の生涯学習を支援します

KPI 学習活動支援に対する満足度

(出典：市民意識調査)

基準値	現状値	目標値
45.6% (平成30年度)	46.7% (令和6年度)	50.0% (令和7年度)

KSF		基準値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
(ア) ライフステージに合わせた学習機会の充実	自分のライフステージに合った事業が行われていると感じている人の割合	14.7% (令和2年度)	26.9%	25.0%
(イ) 学習環境の整備	生涯学習に関する情報が手に入りやすいと回答した人の割合	36.0% (令和2年度)	41.6%	40.0%
(ウ) 市民との協働による事業の充実	市民団体との協働事業の実施数	116回 (令和元年度)	116回	136回
(エ) 推進体制の充実	生涯学習推進市民懇談会の実施回数	2回 (令和元年度)	2回	継続

実績

- 子どもや子育て世代、高齢者などの世代ごとのニーズに応じた、ライフステージに合った学習機会の充実と支援を実施。(具体例：子育て講座、子ども大学、小学生体験教室、高齢者学級、ふじみ青年学級、消費生活講座、まちづくり講座等)
- デジタルデバイドの解消に向けた取組として、各公民館でスマホ教室を開催。
- ホームページ、広報紙等による情報発信に加えて、富士見市公式LINE等の各種ソーシャルメディアを活用。
- 生涯学習ガイド¹⁴を発行し、各施設への配布及びホームページへの掲載。(年1回)
- 市民と協働する機会の充実として、協働事業提案制度、及び富士見市地域活性化研究会¹⁵や地域まちづくり協議会¹⁶と連携した取組を実施。
- 推進体制の充実として、生涯学習推進アクションプラン¹⁷の作成及び評価を年度毎に行い、富士見市生涯学習推進市民懇談会¹⁸と富士見市生涯学習推進委員会で進捗管理を実施。

¹⁴ 生涯学習ガイド：市が、市民に多様な学習機会の情報を提供することを目的として作成する、市の生涯学習情報をまとめたガイドブック

¹⁵ 富士見市地域活性化研究会：富士見市の観光、産業、文化等の地域資源を活用し、地域の活性化を図り、地域の魅力向上に寄与することを目的に活動している団体

¹⁶ 地域まちづくり協議会：概ね小学校区を単位とし、町会を中心に地域の各種団体や市民、事業者等が連携して、各種団体だけでは解決できない問題や課題について住民主体で話し合い、解決に向けて地域が一体となって取り組む組織

¹⁷ 生涯学習推進アクションプラン：第3次富士見市生涯学習推進基本計画に基づき、毎年度実施する取組をまとめたもの

¹⁸ 生涯学習推進市民懇談会：市の生涯学習推進にあたり、広く市民の提案を求めるために設置された、生涯学習関連団体等により構成する組織

基本目標② 地域資源や地域の人材を活かした生涯学習をすすめます

KPI 市民人材バンクを活用して「よかった」と回答した人の割合
 (出典：生涯学習課資料)

基準値	現状値	目標値
89.0% (平成30年度)	99.0% (令和6年度)	90.0% (令和7年度)

K S F		基準値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
(ア) 地域資源を活かした生涯学習の提供	地域の産業や資源、歴史や文化を活かした事業数	18事業 (令和元年度)	64事業	20事業
(イ) 地域の人材を活かした学習機会の提供	市民人材バンクの依頼件数	522件 (令和元年度)	258件	550件
(ウ) 新たな人材の発掘	地域の担い手育成を推進する事業数	23事業 (平成30年度)	24事業	25事業

実績

- 水子貝塚資料館及び難波田城資料館で実施する、歴史や文化、自然を生かした事業の実施。(具体例：夏休み縄文体験、ジュニア考古学クラブ、星空シアター、縄文フェスタ、田んぼ体験、古民家宿泊体験等)
- 令和5年にリニューアルオープンをしたびん沼自然公園を活用した事業の実施。
- 市民文化会館キラリ☆ふじみでの市民文化祭の実施。
- 市民人材バンク制度¹⁹利用促進に向けた、富士見市市民人材バンク推進員の会²⁰の取組を支援。(モデル事業の実施、広報紙の発行等)
- 防災・防犯対策事業として、防災リーダー養成講座²¹・防犯活動リーダー講習会²²の実施、青色防犯パトロール²³の充実。

¹⁹ 市民人材バンク制度：自分の知識や能力を活かしたい人を学習やスポーツ活動の指導・協力者として登録し、その情報を提供する仕組み

²⁰ 富士見市市民人材バンク推進員の会：市民人材バンク制度の活用を促進するための普及事業や市民人材バンク登録者と市民をつなぐための活動をしている市民団体

²¹ 防災リーダー養成講座：域防災力のさらなる向上を目指し、自主防災会活動の活性化及び防災活動に精通した、実践的な人材を育成することを目的とした講座

²² 防犯活動リーダー講習会：地域の自主防犯組織や学校関係者、市民を対象とした最新の防犯に関する知識を取得するための講習会

²³ 青色防犯パトロール：青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール

- 市民学芸員²⁴や資料館友の会²⁵との協働による事業の推進。（竹かご教室、ふるさと探訪等）
- 地域デビュー講座等の新たな参加者を増やす取組を実施。



市民人材バンク推進員の会発行
広報紙「登録者のわ」



生涯学習ガイド



親子で楽しむキャンプクッキング
in びん沼自然公園
(南畑公民館 家庭教育支援事業)

²⁴ 市民学芸員：主に展示解説、資料館主催の体験事業やイベントなどの企画や準備も含めたサポートを行う市民ボランティア

²⁵ 資料館友の会：土器の復元や、伝統技術の継承、市内文化財の調査やガイドなど、資料館事業への協力を行っている会

基本目標③ 生涯学習を通じた地域コミュニティの活性化を目指します

KPI 生涯学習を通じて「つながり」を感じている人の割合

(出典：市民アンケートモニター調査)

基準値	現状値	目標値
29.2% (令和2年度)	29.0% (令和6年度)	40.0% (令和7年度)

K S F		基準値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
(ア) 学習成果の発表機会の充実	文化祭等への参加人数	21,000人 (平成30年度)	13,282人	22,000人
(イ) 学習成果の活用機会の創出	市民人材バンクの依頼件数(再掲)	522件 (令和元年度)	258件	550件
(ウ) 市民間交流の促進	交流会等の実施回数	18回 (平成30年度)	7回	充実・拡大
(エ) 生涯学習を通じたまちづくりの推進	協働によるまちづくり講座の実施回数	33回 (令和元年度)	40回	35回

実績

- 日頃の学習成果発表の機会として、富士見市民文化祭、各地域の文化祭の開催支援を実施。
- 生涯学習施設のフリースペースを活用した展示発表機会の充実。
- 市民間交流の促進に向け、各施設での交流会や利用者懇談会の実施及び文化祭やふるさと祭り、地区体育祭への支援を実施。
- 市民人材バンク制度利用促進に向けた、富士見市市民人材バンク推進員の会の取組を支援。(モデル事業の実施、広報紙の発行等)
- 地域まちづくり協議会との連携。
- 富士見市コミュニティ大学をはじめとした地域住民が集う団体への支援の実施。



水谷文化祭
(水谷公民館)



市民人材バンクモデル事業 スマホカメラ講座
(生涯学習課 市民人材バンク制度)

■ 2 生涯学習に関する市民アンケートの結果を受けて

第3次計画期間終了にあたり、市民の生涯学習に対するイメージや市が行っている事業に対する満足度を把握し、生涯学習の推進に活用するため、令和6年11月に「生涯学習に関する市民アンケート（以下「市民アンケート」）」を市内公共施設利用者及び市ホームページアンケートフォームで実施しました。

実施期間：令和6年11月1日から令和6年11月29日まで

調査方法：市生涯学習施設（公民館等）での紙面及び市ホームページアンケートフォームでの調査（以下、「WEBアンケート」という。）

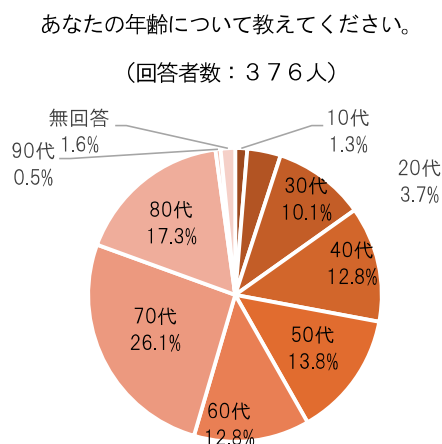
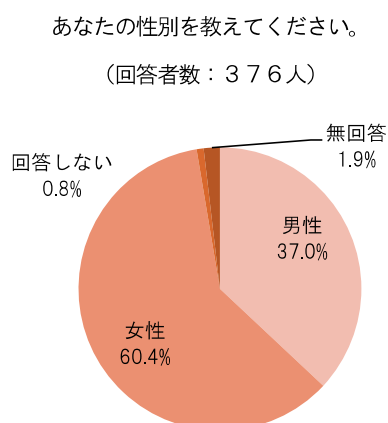
回収数：376件（内 紙面調査234件、WEBアンケート142件）

※小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

このアンケートの回答について、以下のとおり概要をまとめました。

① 市民アンケート回答者は60代以上の世代の回答率が50%以上、若年層はWEBアンケートでの回答率が高い

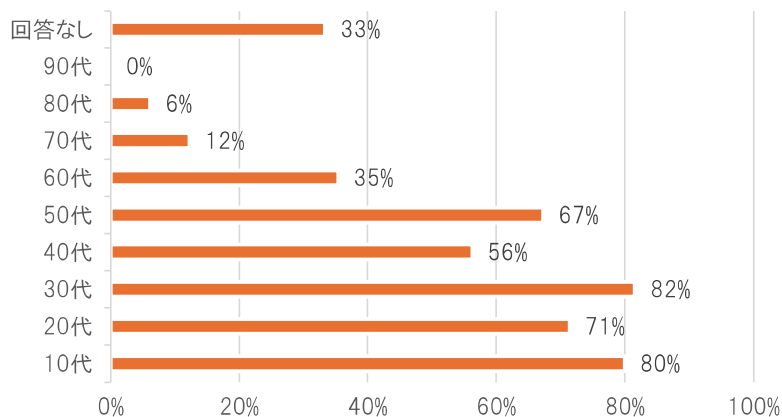
- ▶ 市民アンケートの回答者は、60.4%が女性と半数以上を占めており、男性は37.0%、回答しない・未回答は2.7%です。
- ▶ 年代としては、最も多いのが70代の26.1%、次いで80代の17.3%、50代の13.8%となっています。アンケート回答者の50%以上を60代以上の回答者の世代が占めている一方で、10代から20代の回答者は5%となりました。



女性の方が生涯学習に関心がある方が多く、特に年代の高い方が生涯学習に関心が高いことがわかります。

- ▶ また、年代ごと、媒体ごとの回収率をみると、10代から50代まではWEBアンケートでの回答率が過半数以上であり、特に10代と30代については80%以上、20代は70%以上がWEBアンケートで回答しています。

WEBアンケートでの回答率
(回答者数：376人)



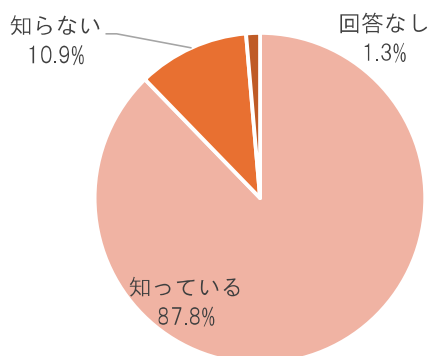
若年層へのアンケートの周知・回答方法としてWEBアンケートが有用であることがわかりました。

② 「生涯学習」の認知度が高く、取り組んでいる割合も高い

- ▶ 市民アンケートでは、87.8%が「生涯学習」という言葉を「知っている」と回答しており、生涯学習の必要性についても82.4%が「感じている」と回答しています。また、「現在行っている活動について」の問いでの「活動を行っていない」と回答した方は9.8%であり、それ以外の90.2%の方は生涯学習活動に取り組んでいるものと考えられます。

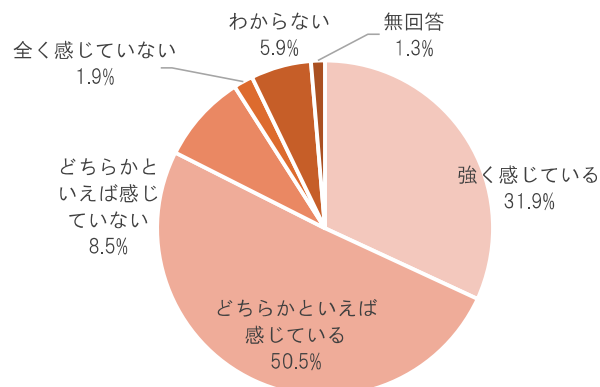
あなたは「生涯学習」という言葉を知っていますか。

(回答者数：376人)



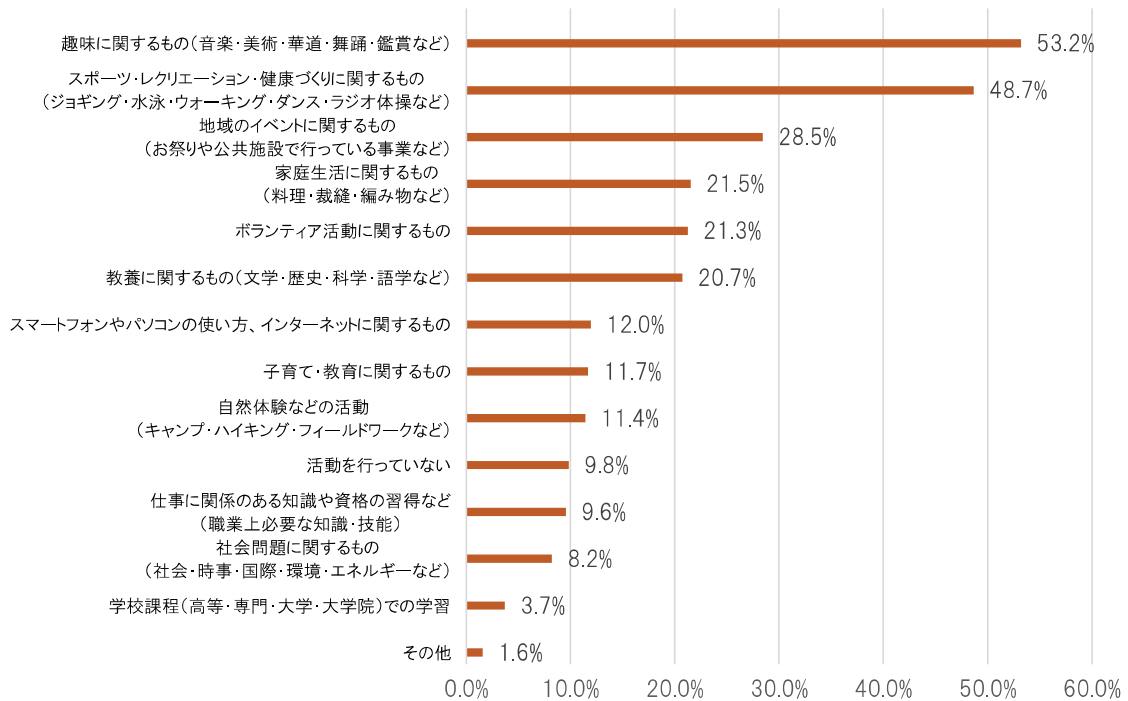
あなたは、日頃から生涯学習の必要性を感じていますか。

(回答者数：376人)



あなたが現在行っている活動は何ですか。(複数回答可)

(回答者数：376人)



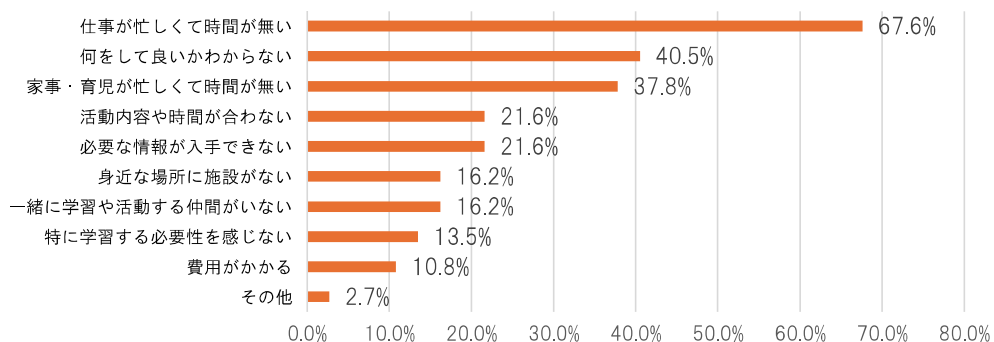
このことから、生涯学習の認知度が高く、必要性を感じている方も多くいます。また、生涯学習活動に取り組んでいる方も多くいることがわかります。

③ 生涯学習に取り組めていない原因は「忙しさ」

- ▷ 現在行っている活動についての設問に「活動を行っていない」と回答した方の67.6%が「仕事が忙しくて時間が無い」と回答し、37.8%が「家事・育児が忙しくて時間が無い」と回答しています。また、40.5%の方は「何をしても良いかわからない」と回答しています。

活動を行っていない理由は何ですか。(複数回答可)

(「活動していない」と回答した人数：37人)



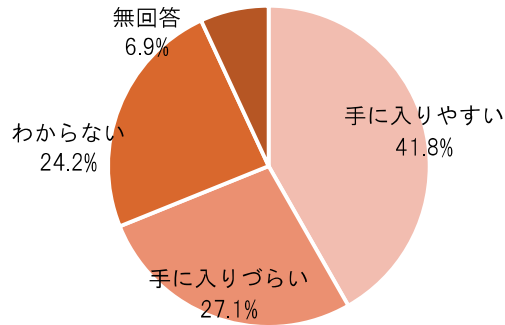
生涯学習活動に取り組めない大きな理由が、仕事や家事・育児などによる日常生活の忙しさであることがわかります。また、生涯学習活動に取り組もうと思っても、何をしても良いかわからない方が一定程度いることもわかります。

④ 広報紙による情報入手が多いが、デジタル世代へのアプローチも必要である

- ▷ 情報の入手しやすさについては、「手に入りやすい」が41.8%と最も多い一方で、「手に入りづらい」、「わからない」が合わせて51.3%となっています。

生涯学習に関する情報は手に入りやすいと思いますか。

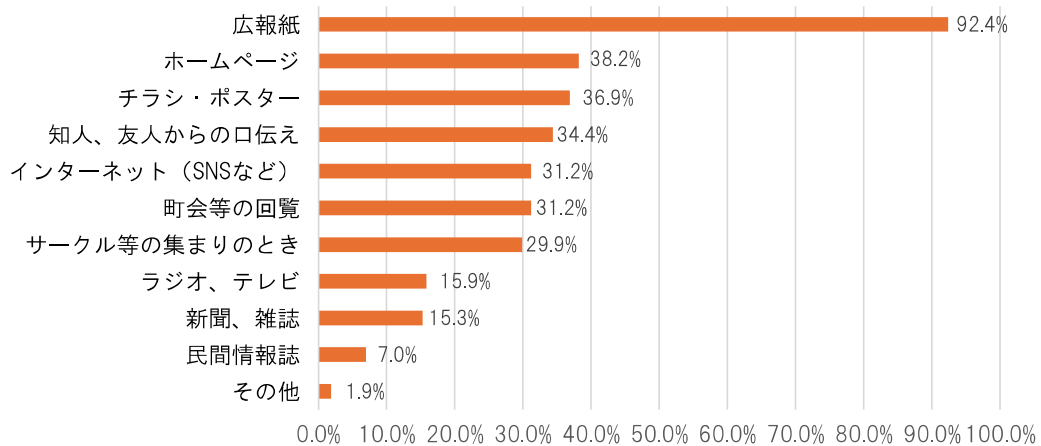
(回答者数：376人)



- ▷ 情報入手方法については、『どこから情報を得ていますか』という設問に対して、「広報紙」が最も多く、次いで「ホームページ」、「チラシ・ポスター」、「知人・友人からの口伝え」、「インターネット（SNS²⁶）」が多くなっています。

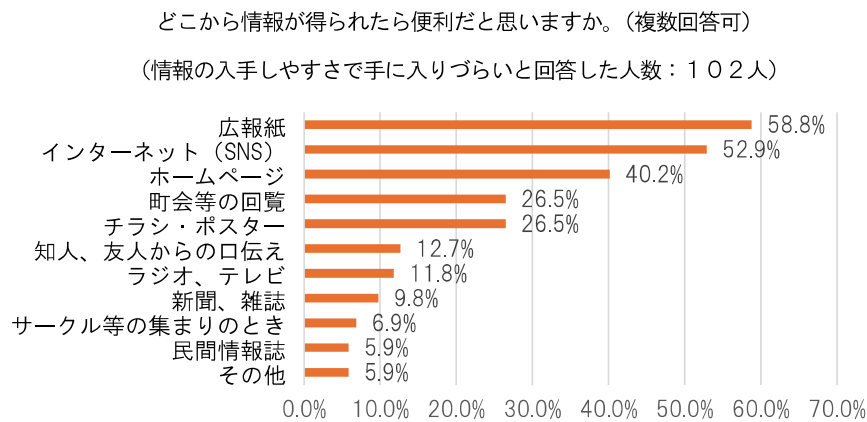
どこから情報を得ていますか。(複数回答可)

(情報の入手しやすさで手に入りやすいと回答した人数：157人)



²⁶ SNS：Social Networking Service の略。利用者間の交流を支援するコミュニティ型ウェブサイトのこと

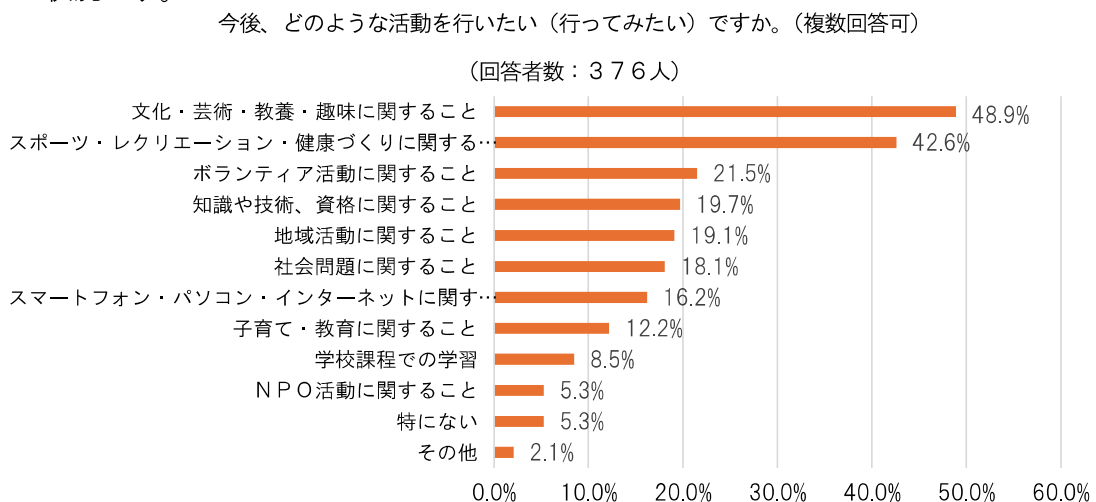
▷ どこから情報が得られたら便利だと思いますかという設問についても「広報紙」が最も多く、次いで「インターネット（SNS）」が多い結果となっており、「チラシ・ポスター」、「知人、友人からの口伝え」を上回っている状況です。



現在利用している情報入手方法及び希望する情報入手方法のいずれにおいても、「広報紙」との回答が最も多い結果となっています。これは、広報富士見や公民館だよりなどの印刷物（紙媒体）による情報発信の充実に取り組んできた成果であると考えられます。希望する情報入手方法は、「インターネット（SNS）」の割合（52.9%）が前回の（38.6%）を大きく上回っており、印刷物（紙媒体）ではなくデジタル媒体で情報を入手したいと思う人が多くなってきたことがわかります。

⑤ 市民ニーズに即した事業を実施

▷ 「今後行いたい（行ってみたい）活動」については、「文化・芸術・教養・趣味に関すること」、「スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること」、を挙げる回答が多い状況です。



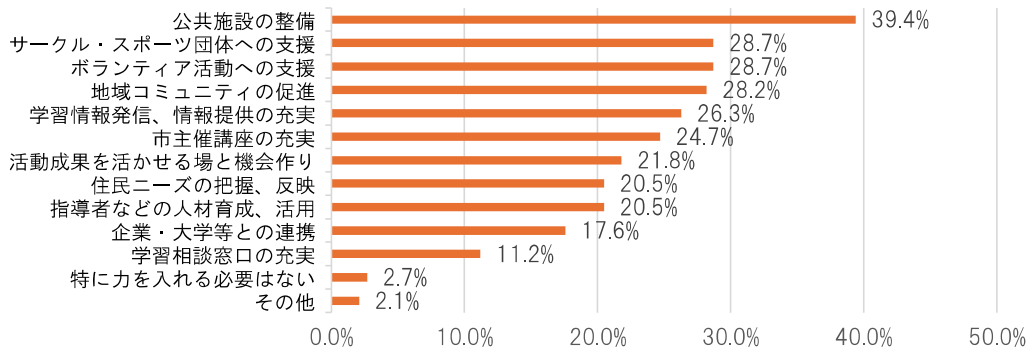
回答の多かった生涯学習活動については、現在公民館等で実施している多くの事業内容と合致するものであることから、公民館等が市民のニーズに対応した事業を実施していることがわかります。

⑥ 市の生涯学習関係事業への期待は幅広い

- ▶ 「さらに生涯学習を盛んにしていくため、市は今後どのようなことに力を入れるべき」については、「公共施設の整備」を挙げる回答が多く、次いで「サークル・スポーツ団体への支援」、「ボランティア活動への支援」、「地域コミュニティの促進」を挙げる回答が多い状況です。

さらに生涯学習を盛んにしていくため、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（複数回答可）

（回答者数：376人）



このことから、市の生涯学習に関する取組への期待は多岐にわたっていることが分かります。

【市民アンケートの結果から見える課題】

- ▶ 生涯学習に対する認知度や必要性を感じている割合は高い一方で、育児や仕事などの忙しさから生涯学習活動を行っていないという回答も少なくありません。このことから、生涯学習に取り組みたくても取り組めていない方が一定程度いることが想定されるため、そのような方々への支援を検討する必要があります。
- ▶ 情報の入手しやすさについては、広報紙による情報発信への評価と期待が高い一方で、現在行っている情報発信では生涯学習情報が伝わっていない市民がいることもわかります。「伝える」から「伝わる」生涯学習情報の発信ができるよう、広報紙以外による情報提供についても工夫する必要があります。また、前回は「どのように情報が得られたら便利だと思いますか」という設問については、「広報紙」に次いで「町会の回覧」が多い結果になっていましたが、今回は「インターネット（SNS）」が「広報紙」に次いで多く回答があり、デジタル社会としてインターネットでの情報発信の強化が求められています。
- ▶ 前回のアンケートでは、アンケート回答者の年代の偏りが課題でした。今回、新たな取組としてWEBアンケートを行い、前回より10代・20代の若い世代の回答者が微増しました。しかしながら、未だ年代の偏りが大きいため、今後も若い世代や、まだ生涯学習になじみのない方も含めたすべての世代から意見や満足度を把握するためのアンケート実施方法を工夫する必要があります。

■3 富士見市アンケートモニター調査の結果を受けて

市では、市政に対する市民の皆様の評価、意向等を把握し、市政に反映させるため、定期的にアンケート調査にご協力していただける市民の方を募り、インターネットを利用したアンケート調査を実施しております。富士見市アンケートモニター調査（以下「モニター調査」）の生涯学習分野の回答について、以下のとおり概要をまとめました。

対象調査：令和6年度第3回富士見市アンケートモニター調査

実施期間：令和6年12月6日から令和6年12月13日まで

対象者：富士見市アンケートモニターに登録された市民等789名

配布数：772名（メール到達件数）

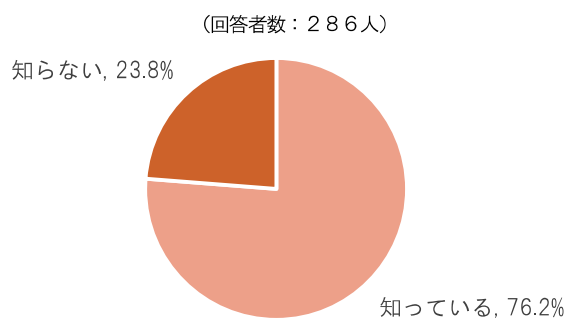
回収数：286名

回収率：37.0%

① 市民アンケートと同様に「生涯学習」の認知度は高い

- ▷ 76.2%の方が生涯学習活動を知っていると回答しており、生涯学習活動自体の認知度が高いことがわかります。

市内の公共施設などで行われている市民が参加できる生涯学習活動を知っていますか。

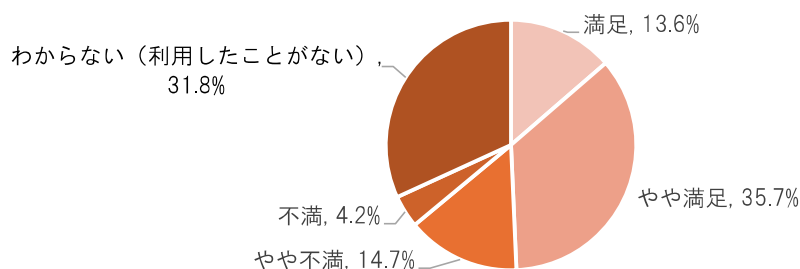


② 生涯学習活動を行う施設環境に対する満足度は概ね満足している方が多い

- ▷ 一番多い回答が、「やや満足」の35.7%であり、「満足」の13.6%と合計すると49.3%であり、概ね満足している方が多いことがわかります。

生涯学習活動を行う施設環境に対する満足度。(回答者数：286人)

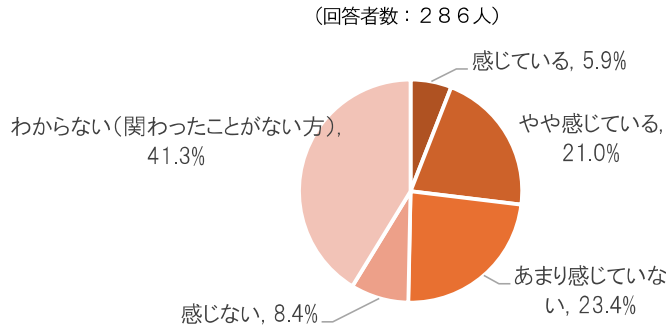
※施設：公民館・交流センター・コミュニティセンター・ピアザ☆ふじみ、図書館、資料館



③ 市内で行われている生涯学習に関する事業または活動が自分のライフステージに合っているかは、わからない（関わったことがない方）に次いであまり感じていないが多い

- ▷ 一番多い回答は「わからない（関わったことがない方）」の41.3%ですが、次いで回答が多いのが「あまり感じていない」の23.4%です。

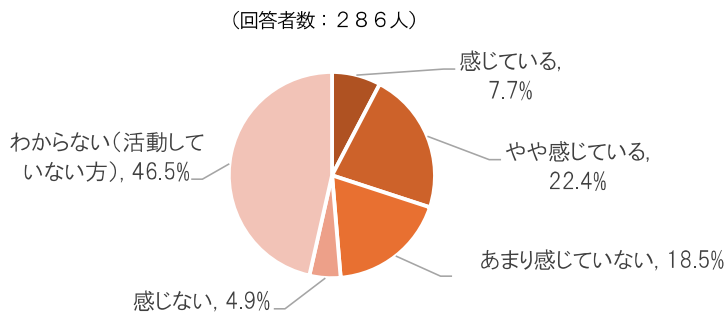
市内で行われている生涯学習活動に関する事業または活動が自分のライフステージに合っていると感じていますか。



④ 生涯学習活動により生きがいを感じているかは、わからない（活動していない方）に次いでやや感じている方が多い

- ▷ 一番多い回答は「わからない（活動していない方）」の46.5%ですが、次いで回答が多いのが「やや感じている」の22.4%です。

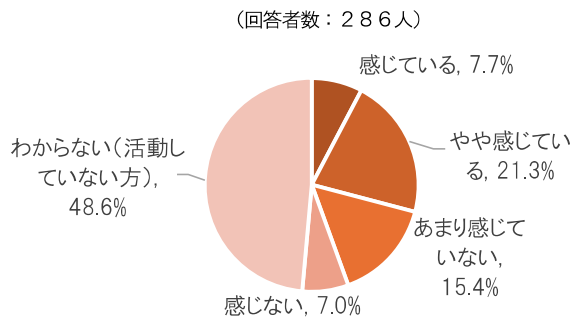
生涯学習活動により生きがいを感じていますか。



⑤ 生涯学習を通じて、他者とのつながりを感じているかは、わからない（活動していない方）に次いでやや感じているが多い

- ▷ 一番多い回答は「わからない（活動していない方）」の48.6%ですが、次いで回答が多いのが「やや感じている」の21.3%です。

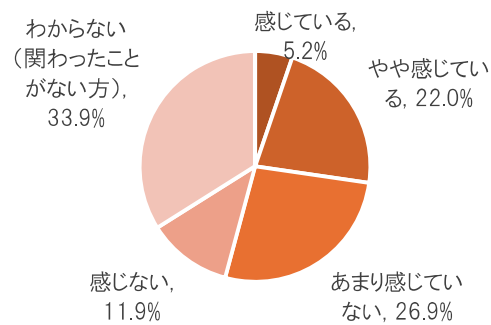
ご自身の生涯学習活動を通じて、他者とのつながりを感じていますか。



- ⑥ 生涯学習に関する情報は手に入りやすいと感じているかは、わからない（関わったことがない）に次いであまり感じていない方が多い
- ▷ 一番多い回答は「わからない（関わったことがない方）」の33.9%ですが、次いで回答が多いのが「あまり感じていない」の26.9%です。

生涯学習に関する情報が手に入りやすいと感じていますか。

(回答者数：286人)



【アンケートモニター調査から見える課題】

- ▷ 全体的に「わからない」の回答が多く、「生涯学習活動」のことは知っていても、実際には活動していない方が多くいることが考えられます。

■ 4 両アンケートの結果を受けて

- ▷ 「生涯学習」の認知度が高いことがわかりますが、モニター調査の結果から実際には活動したことがない、活動していない方が多くいることが伺えます。
- ▷ 市民アンケートでは生涯学習に関する情報が手に入りやすいと回答している方の割合が高くなっていましたが、モニター調査では「あまり感じていない」と回答している方の割合が多くなっています。日頃から生涯学習に関心がある方については必要な情報が得られていますが、そうではない方にとっては情報提供が不十分であり、情報提供方法についても工夫する必要があります。

■ 5 第3次計画の評価及び分析・課題

評価基準	○	数値目標を達成
	△	数値目標を未達成だが、基準値以上または回復傾向にある
	×	数値目標を未達成で、減少傾向にある

基本目標① 多様な学習活動への支援

施策	評価	分析・課題
(ア) ライフステージに合わせた学習機会の提供	○：指標の数値目標を達成したため	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでの結果は達成できましたが、モニター調査の結果では、「わからない（関わったことがない方）」の回答が約4割であり、事業への参加者が固定化していると考えられます。 ・新たに生涯学習活動に参加する方を増やす取組が必要です。
(イ) 学習環境の整備	○：指標の数値目標を達成したため	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター調査での結果では、「わからない（関わったことがない方）」及び「あまり感じていない」が共に3割前後であり、現在活動していない方には情報が届いていないことが考えられます。 ・市民アンケートでの「どのように情報が得られたら便利だと思いますか」という問いについて、「インターネット（SNS）」の回答が増加しており、インターネットを活用した情報発信の強化が求められています。
(ウ) 市民との協働による事業の充実	△：指標の数値目標は未達成だが、コロナ禍以前の水準は確保できたため	<ul style="list-style-type: none"> ・指標としている市民団体との協働事業には、審議会等も含まれており、諮問案件の有無によって件数が増減します。また、市民団体の高齢化などにより審議会以外の事業も徐々に減少しています。 ・主に新規事業が増えるきっかけとなる協働事業提案制度は、例年一定の利用がありますが、新規提案がない年もあり、さらなる周知が必要です。 ・継続事業においても、運営体制の固定化・高齢化及び後継者不足が課題となっており、新たな担い手を増やす取組が必要があります。
(エ) 推進体制の充実	○：指標の数値目標を達成したため	<ul style="list-style-type: none"> ・指標とした生涯学習推進市民懇談会だけでなく、各種会議を開催し、様々な情報共有等を行うことにより、推進体制の充実が図られたと考えます。 ・生涯学習推進アクションプランを通じて、生涯学習全体の課題（参加者・担い手の高齢化・固定化等）が明確になりました。今後はその課題を中心に検討し、解決に向けて一体的に実行できる体制を整備する必要があります。

基本目標② 地域資源を活かした生涯学習活動の推進

施策	評価	分析・課題
(ア) 地域資源を活かした学習機会の提供	○：指標の数値目標を達成したため	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設を中心に、積極的に自然や歴史などの地域資源を活かした取組を推進した結果が数値に表れています。 ・市の歴史や文化、地域の産業や資源を活かした事業を推進し、市の魅力発見と地域への愛着醸成につなげることができました。 ・今後も積極的に地域資源を活かした事業を推進し、地域活性化に努め、また、新たな参加者を増やすための情報発信や関係機関との連携強化に努める必要があります。
(イ) 地域の人材を活かした学習機会の提供	△：指標の数値目標は未達成だが、コロナ禍と比較すると大幅に回復しているため	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響で地域の敬老会や介護施設を中心に活動が制限され、令和2年度に市民人材バンクの依頼件数が大幅に減少しましたが、徐々に回復してきました。 ・市民人材バンクは多様な能力を地域に還元し、学習や交流の機会を提供する取組です。地域の人材を活かした学習機会を提供するためには、今後も市民人材バンクの登録者増加及び、活用促進に向けた取組を継続していく必要があります。
(ウ) 新たな人材の発掘	△：指標の数値目標は未達成だが、基準値より事業数が増加しているため	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講座などが開催されましたが、受講後に実際に指導者（担い手）として活動される方は限られており、中心的な役割で活動する方の高齢化・固定化は進んでいます。 ・養成講座の参加者の固定化が見られており、担い手だけでなく、新たに生涯学習活動に参加する人を増やすための取組を推進する必要があります。

基本目標③ 生涯学習を通じたコミュニティの活性化

施策	評価	分析・課題
(ア) 学習成果の発表 機会の充実	△：指標の数値 目標は未達成だが、コ ロナ禍と比較すると大 幅に回復しているため	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響で文化祭等の発表機会が中止となった時期が長く、コロナ禍に活動を休止したサークルもあることにより、参加者数が減少したものと考えています。 ・学習の成果を発表することは、達成感や自信を得られるだけでなく、市民同士のつながりが広がるきっかけとなり、学習活動の継続や地域全体の活性化にもつながるものであり、文化祭に限らず、学習成果の発表機会の提供に積極的に取り組む必要があります。
(イ) 学習成果の活用 機会の創出	△：指標の数値 目標は未達成だが、コ ロナ禍と比較すると大 幅に回復しているため	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響で地域の敬老会や介護施設を中心に活動が制限され、令和2年度に市民人材バンクの依頼件数が大幅に減少しましたが、徐々に回復してきました。 ・学習成果の活用機会を創出することは、学習成果を地域に還元し、人と人とのつながりを広げるきっかけになります。 ・市民人材バンク制度だけでなく、新たな活用機会の創出に努める必要があります。 ・活用機会を創出するために情報発信の強化を行う必要があります。
(ウ) 市民間交流の 促進	×：指標の数値 目標が未達成であり、 減少傾向であるため	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降、「つながり」づくりの場としての交流会の需要が低下していることが数値に表れています。 ・「つながり」づくりの場は生涯学習施設主導の交流会という形式だけではなく、学習やイベントなどを通じた市民同士が交流できる「つながり」づくりの場を創出する必要があります。
(エ) 生涯学習を通じ たまちづくりの 推進	○：指標の数値 目標を達成 できたため	<ul style="list-style-type: none"> ・指標としているまちづくり講座については、特定の講座に依頼が集中する傾向があるため、実施回数の増加だけではなく、幅広い分野への依頼増加に向けた取組を検討する必要があります。 ・生涯学習を通じたまちづくりの推進には、地域活動団体への支援や、地域まちづくり協議会との連携が重要であり、今後は各種団体や地域との連携を強化し、一体的に生涯学習に取り組む体制が求められます。

■ 6 第4次計画の方向性

近年、デジタル化の一層の進展に伴って、人・モノの流動化が進み、経済社会の構造を変化させています。また、AI（人工知能）²⁷等の技術革新により、産業構造も大きく変容しつつあります。仕事と生活の充実・調和を図ることが重視される中、個人の関心やライフスタイルも多様化しています。このような、社会環境や価値観の変化に伴う様々な問題解決のために、人々が生涯学習を通じて学ぶ意欲を持ち続け、学ぶ機会があり、その学習成果を適切に活かすことができる社会の実現が求められています。

コロナ禍は生涯学習と市民活動の在り方に新たな課題をもたらしました。感染症対策により直接的な対面活動が制限される一方で、新たな可能性として、オンラインツールを活用した学びや地域活動が急速に広がりました。この変化により、時間や場所の制約を超えた新しい形の市民活動が可能となり、多様な参加者がつながる機会が生まれました。一方で、高齢者や障がい者を含むデジタル環境に不慣れな人々へのサポートが課題として浮上しており、これを克服する取組として、地域でのICT²⁸を活用した教育やデジタルデバイド解消のための支援を推進していく必要があります。

生涯学習の大きな課題である参加者の固定化・高齢化対策には、働き盛りの世代や若年層に向けて生涯学習への関心を高めるための取組が重要となってきます。学びを始めるきっかけづくりが必要であり、オンライン学習や短期間で参加できるプログラムなど、まずは手軽に参加できる学習機会を設け、学びへの敷居を低くすることが求められています。

また、社会やライフスタイルの変化に伴う「つながり」の希薄化への対応も求められており、地域コミュニティの役割を強化し、社会全体で包摂的な仕組みを構築する必要があります。学び合いや交流を通じて、地域のつながりを深めることは、生涯学習の重要な要素です。多世代間や異文化間で十分に交流できる場を創出することが、地域の共生を促進する上で重要です。

そして、学んだことを地域で実践し、地域全体の発展につなげることも、生涯学習を推進する目的の1つである点も踏まえ、市民が学んだことを実社会で活かすために、市民が自ら地域に還元できる仕組みをつくることが重要です。

これらの視点を踏まえた取組が、富士見市における生涯学習の更なる推進において重要であると考えられます。

²⁷ AI: Artificial Intelligence の略称。人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念

²⁸ ICT: Information and Communication Technology の略称。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称

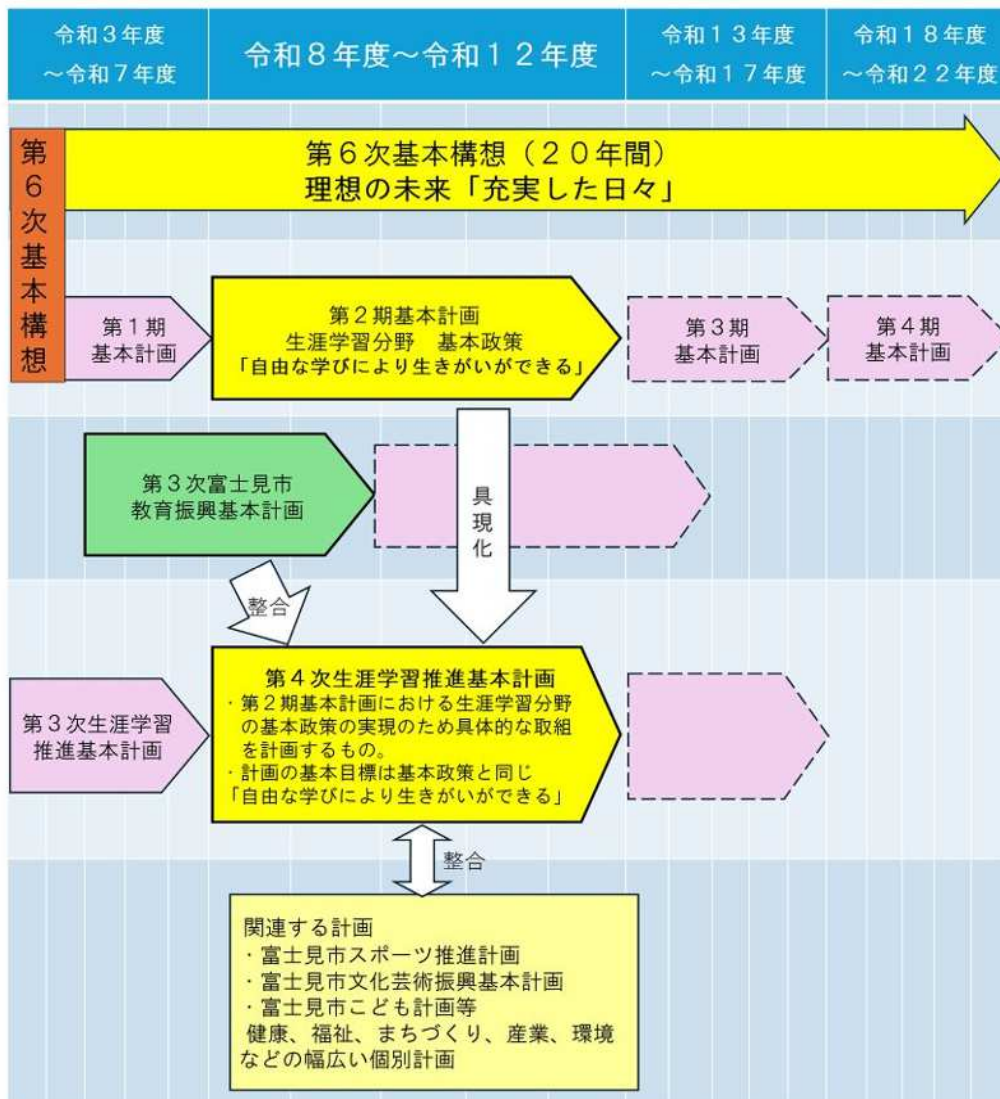
第3章

第4次計画の概要

■ 1 計画の位置づけと目標

第4次計画は、第6次基本構想・第2期基本計画の個別計画であることから、第2期基本計画の基本政策である「自由な学びにより生きがいができる」の達成を第4次計画の目標とするとともに、第2期基本計画「生涯学習分野」の基本施策と対応する基本目標を設定し、他の関連する計画とも整合を図っていきます。

また、計画期間については第1次計画及び第2次計画では10年間、第3次計画では社会の急速な変化を踏まえて、5年間としました。第4次計画も急速な社会変化及び重点的な課題の解決に向けた事業を推進するため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



■ 2 基本的な考え方と基本理念

本市の第2次計画において整理した生涯学習の考え方と基本理念は、第3次計画でも引き継がれ、現在もなお重要な意味を持っています。

第2次計画の「基本的な考え方」及び「基本理念」を継承しつつ、社会状況の変化などを踏まえた基本目標と基本施策を定め、施策を推進していきます。

なお、策定に当ってはSDGsの実現に向けて、これを踏まえた計画とします。

【基本的な考え方（再掲）】

1. 事業の基本は市民一人ひとりの自由で自発的な「学ぶ意欲」にあるということ
2. 「学ぶ意欲」をさらに育て、市民の主体的な学習活動を支援することが行政の大切な責務であること
3. 市民や関係団体や企業などと行政の協働により「学びやすい環境づくり」をすすめること
4. 地域の課題を解決することを通じた、まちづくりに向けた学習支援であること
5. 市民一人ひとりの課題・目的を解決・追及する力を高めていくことにつなげられるような事業であること

【基本理念（再掲）】

市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習をすすめ、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。

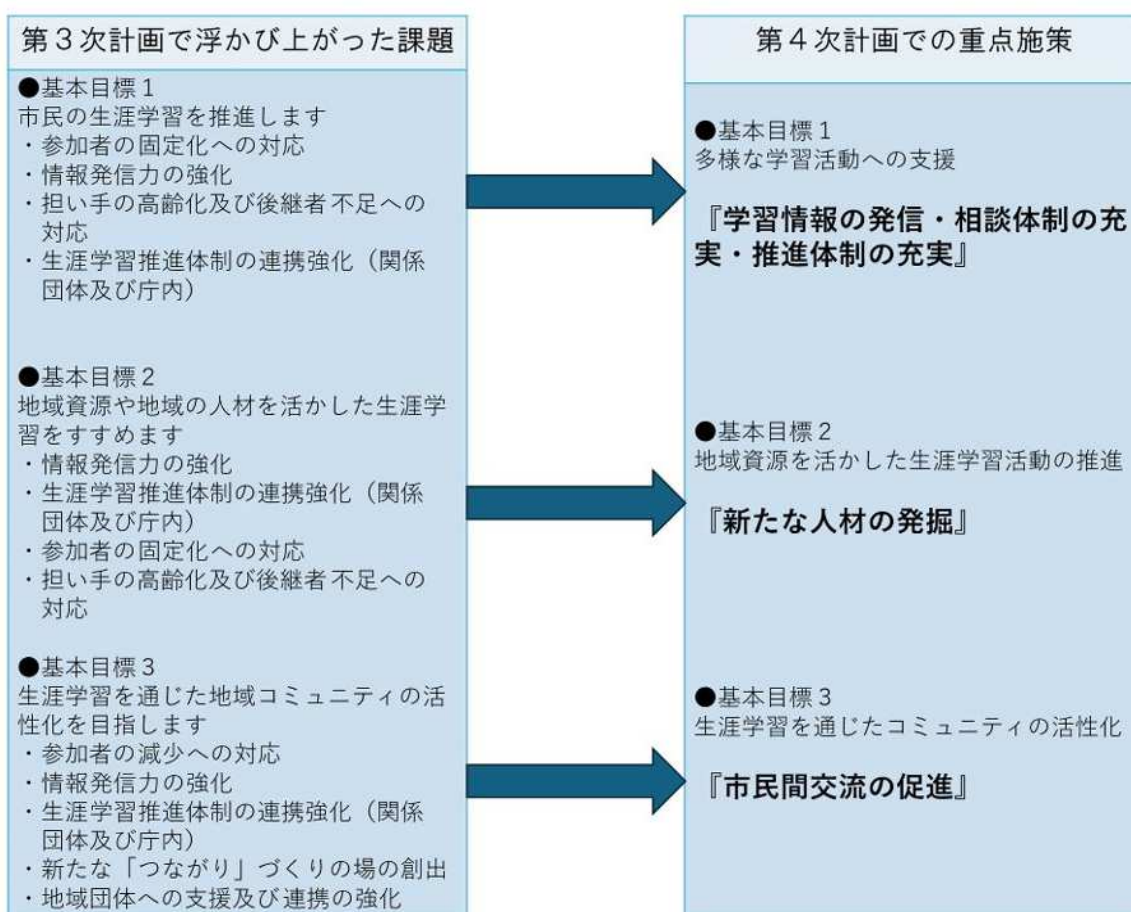
本計画は、主に下記の7つのゴールに関連した計画とします。



■ 4 施策の展開（重点施策）

第4次計画では、基本目標を達成するために特に重要と考える施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。全施策に真摯に取り組みながらも、本市における生涯学習の課題を踏まえて設定した重点施策を中心にチェックを行うことで、より効果的・効率的に基本目標の達成を目指すことができると考えています。

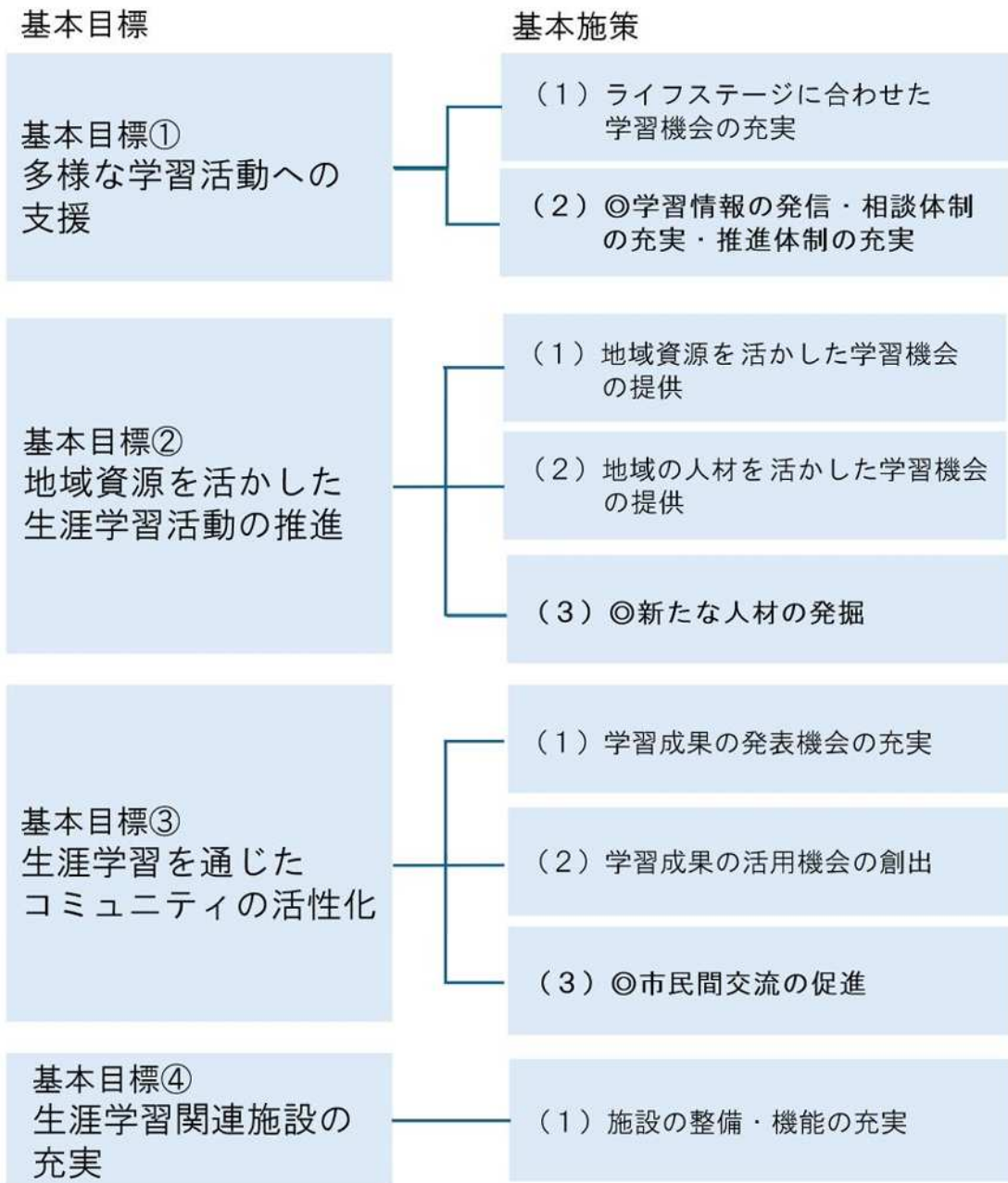
第3次計画で浮かび上がった課題とそれに対応する重点施策



※重点施策は各々が関連しているため、個別に取り組むのではなく、それぞれを意識して施策を推進していく必要があります。

■ 5 施策の体系

【第4次計画の目標】自由な学びにより生きがいができる
心豊かに暮らせるまちづくり実現のため、市民一人ひとりが
自由に学び、生きがいを実感できる“まち”を目指します



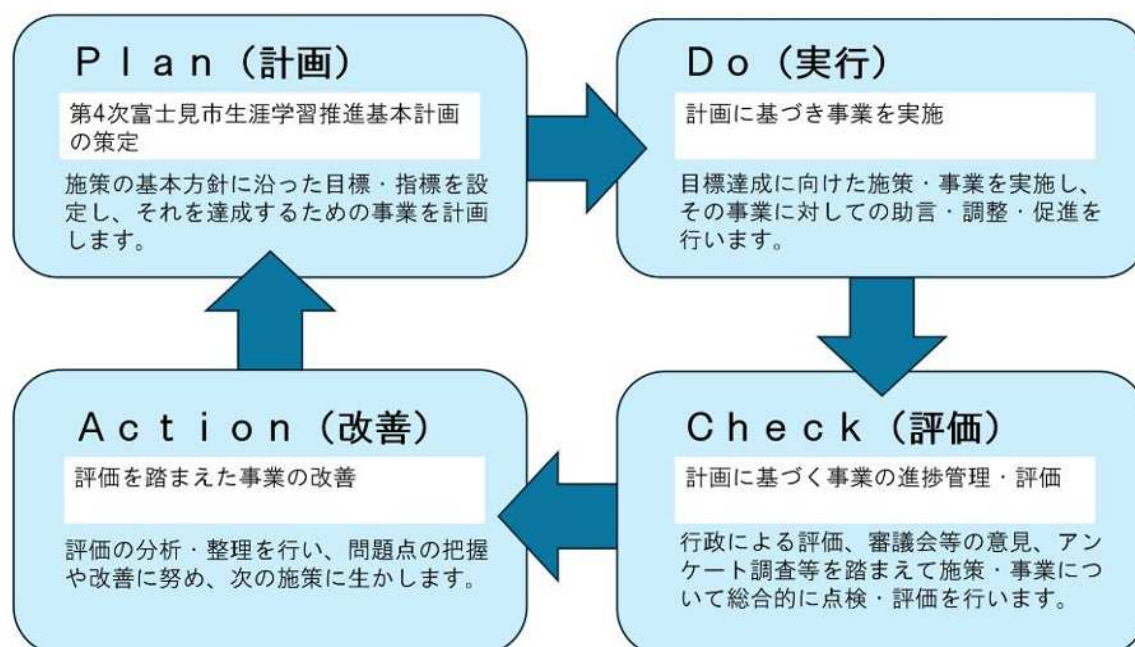
※◎が重点施策

■ 6 計画の推進体制・進捗管理

市の最上位計画である第6次基本構想・第2期基本計画や教育振興基本計画など、関連する計画との整合を図りながら、関係部署等が所管する計画や事業を通じて、相互の連携・調整を図り、横断的な計画の推進に取り組みます。

また、本計画の効率的かつ効果的な推進及び改善を図るため、以下に掲げるPDCAサイクル（Plan：計画→Do：実行→Check：評価→Action：改善）により、本計画に基づく事業の実施、改善、推進します。

重点施策の取組を中心に進捗管理シートで管理を行い、進捗状況の評価・確認と課題の洗い出しを実施します。



第4章

第4次富士見市生涯学習推進基本計画

基本目標① 多様な学習活動への支援

市民のライフステージに応じた学習機会の提供、学習情報の提供などによる学習環境の整備を行います。

社会状況の変化に伴い、オンライン学習やリモートワークの普及など急速なデジタル化が進展しています。今後もデジタル技術の進展に合わせた学習機会の提供や情報発信が求められ、特に若者層への生涯学習参加を促すために重要な役割を果たすと考えます。

また、生涯学習を社会全体で推進するには、市民一人ひとりが自ら行う生涯学習活動を支援するとともに、学校や企業、地域の団体などにつながる機会を増やし、多くの人が気軽に生涯学習活動に参画できるようにする必要があります。行政だけで進めるのではなく、市民・学校・企業など地域全体で推進する体制の整備を進めます。

【KPI】生涯学習活動を行っている人と回答した人の割合

(出典：市民アンケートモニター調査)

37.6% → 48.0%

(令和6年度)

(令和12年度)



やってみよう☆子ども薬剤師
(子ども大学☆ふじみ)



紙芝居講座
(鶴瀬西交流センター)

◇基本施策

(1) ライフステージに合わせた学習機会の充実

人生100年時代を見据え、生涯を通して生きがいを持ち、健康で豊かな人生を送るために、各世代のニーズに応じた学習機会を提供します。

また、仕事・子育て・介護等で時間に制約のある人でも気軽に生涯学習に取り組めるよう、市民一人ひとりのライフスタイルに合わせた学習機会の充実を図ります。

<p>【K S F】自分のライフステージに合った事業が行われていると感じる人の割合 (出典：市民アンケートモニター調査) 26.9% ➡ 35.0% (令和6年度) (令和12年度)</p>

取組の方向性	事業内容等
①子育てに関する学習機会の充実 妊娠中や出産後の保護者向けに、学びの機会を提供するとともに、親同士の仲間づくり、親子で楽しく過ごせる機会などを提供します。	継続 パパママ準備教室、乳児相談、子育てサロン、読み聞かせ講座、家庭教育支援事業など
②学齢期（小・中学生）に対する学習機会の充実 学校以外の場所での学習、学校の枠を超えた学習機会を提供します。	継続 子ども大学、夏休み体験教室、家庭学習応援事業、子ども司書講座など
③高齢者の学習機会の充実 高齢者の方に生きがいづくりや、居場所づくりとなる学習機会の充実を図ります。また、高齢者の交通手段確保のため、送迎付事業等の拡充を検討します。	継続 高齢者学級、老人福祉センター主催講座、コミュニティ大学への支援など
④障がい者の学習機会の充実 障がいのある方への学習・文化・スポーツ活動の支援を行います。	継続 ふじみ青年学級、誰もがたのしめるスポーツの推進、バリアフリー映画会など
⑤現代的課題に応じた学習機会の充実 社会全体の課題である環境問題、男女共同参画、国際理解等に関する学習機会を提供します。	継続 環境講座、国際交流フォーラムなど

⑥地域課題に応じた学習機会の充実 防犯や防災など地域の身近な課題に応じた学習機会を提供します。	継続 まちづくり講座、防災・防犯に関する講座など
⑦人権・平和に関する学習機会の充実 いのちや平和の大切さ、多様化する人権問題について考える機会の充実を図ります。	拡充 平和・憲法啓発事業、人権尊重啓発に関する講座など
⑧健康、スポーツ、文化、歴史、音楽などの学習機会の充実 生きがいを持ち、健康で豊かな人生を送るため、様々な分野の学習機会を提供します。	継続 健康づくり事業、ふじみ野じゆく、ふじみ考古学教室、スポーツ教室、ロビーコンサートなど
⑨ボランティアの方を対象とした学習機会の充実 新たにボランティアを始める方へのサポートや、現在活動されている方のスキルアップにつながる学習機会を提供します。	継続 ボランティアに関する養成講座、読み聞かせボランティア講習など
⑩ICTを活用した学習機会の充実 社会のニーズに合わせたICTを活用した学習機会の提供を推進します。オンライン会議や事業の動画配信など、ライフスタイルに合わせた学習機会の充実を図ります。	拡充 動画配信を活用した学習機会の提供（おうちで楽しむ公民館、料理教室のレシピ動画など）、eスポーツ ²⁹ 体験交流会【新規】、オンライン環境を活用した事業の実施など
関連部署等	
危機管理課、ICT推進課、協働推進課、文化・スポーツ振興課、市民総合体育館、人権・市民相談課、交流センター、コミュニティセンター、児童館、子ども未来応援センター、福祉政策課、高齢者福祉課、健康増進センター、環境課、生涯学習課、図書館、公民館、資料館、学校給食センター	



²⁹ eスポーツ：「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称

(2) 学習情報の発信・相談体制の充実・推進体制の充実【重点施策】

生涯学習に関する学習情報の発信と相談体制の充実は、現在活動している方だけでなく、新たに活動を始めたい方にとって生涯学習への重要な入り口です。また、市民ニーズに応じた学習機会の提供を行うためには、地域全体の協働による生涯学習推進体制が重要となります。市民の主体的かつ自主的な生涯学習活動が行われるよう、各種団体や地域との連携を図りながら、関連情報の提供に努め、多様な学びの場を提供します。

【K S F】生涯学習に関する情報が手に入りやすいと
回答した人の割合

(出典：市民アンケートモニター調査)

27.2% ➡ 40.0%

(令和6年度) (令和12年度)

●学習情報の発信

学習情報の発信については、日常的に活動している方は情報を入手できていますが、これから活動を始める方には情報が届きにくい状態であることが、市民アンケートや市民アンケートモニター調査の結果から推察されます。

新たに活動を始めたい方にも、わかりやすく情報を届けるために、既存のコンテンツを活用した学習情報の発信を強化します。また、SNS等を活用し、若年層への情報発信を強化することで、生涯学習活動の活性化や地域づくりの担い手の確保につなげます。

取組の方向性	事業内容等
①市ホームページなど既存の情報提供システムの活用 市ホームページで講座やイベント、施設利用方法などの情報提供を積極的に行うとともに、イベントカレンダーを利用した学習情報の集約化を推進します。幅広く情報提供を行うために、他部門で利用する既存システムを活用し、さらなる情報発信に取り組めます。	拡充 市ホームページ、イベントカレンダーの活用、医療・介護・地域資源情報提供システム ³⁰ の活用【新規】
②富士見市公式SNSの活用 若い世代を対象とした事業を中心に、富士見市公式SNSを活用した情報発信の強化を行います。	拡充 富士見市公式LINEなどを活用した情報発信

³⁰ 医療・介護・地域資源情報提供システム：富士見市、ふじみ野市、三芳町の医療機関や介護事業所、集いの場(サロン、パワーアップ体操)などの情報を掲載したウェブサイト

③広報紙などの紙面による学習情報の発信	継続
市や生涯学習施設が発行している広報紙による学習情報の提供を行います。	広報富士見、公民館だより、図書館だより、ふじみkids通信など
④生涯学習ガイドを活用した学習情報の発信	拡充
生涯学習ガイドの活用を推進するために、内容・レイアウトの見直しを実施します。	生涯学習ガイドのリニューアル
⑤デジタルサイネージ ³¹ を活用した情報の発信	新規
デジタルサイネージを活用し生涯学習に関する情報を発信します。	デジタルサイネージの活用【新規】
⑥教育機関等と連携した学習情報の発信	拡充
幼稚園、保育所、学校などと連携して子ども向け事業の情報の提供を行います。	学校メール、チラシの配布協力など
関連部署等	
公共施設マネジメント課、シティプロモーション課、交流センター、市民課、保育課、児童館、子育て支援センター、高齢者福祉課、生涯学習課、図書館、学校教育課、公民館、資料館	

●相談体制の充実

生涯学習活動を始めようと思ったときに、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。また、学習活動の相談窓口を設けるだけでなく、具体的な活動に結び付ける体制を整備します。

取組の方向性	事業内容等
①学習相談や団体活動に関する助言・支援	拡充
生涯学習に関する専門の人材による学習相談や団体活動に関する助言・支援を行います。	社会教育主事、生涯学習施設職員、学芸員、図書館司書等による学習相談、レファレンスサービス ³² などの充実
②ボランティア活動についての相談・情報提供	継続
ボランティア活動についての相談や情報提供、ニーズに対するマッチングを実施します。	市民人材バンク制度、ボランティアセンターの機能の充実
③ICTを活用した学習相談体制の検討	新規
ICTを活用した学習相談体制についてのニーズ調査を行い、実施について検討します。	アンケート調査及び検討会の開催など【新規】
関連部署等	
交流センター、コミュニティセンター、生涯学習課、図書館、公民館、資料館、富士見市社会福祉協議会	

³¹デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称

³²レファレンスサービス：調べものの相談や資料を探す手伝いをするサービス

●推進体制の充実

基本理念に掲げる「心豊かに暮らせるまちづくり」を実現するためには、「市民と行政」、「地域と行政」が一体的に生涯学習に取り組む体制が重要となります。そのため公民館等の地域の拠点施設が、様々な個人や団体をつなぐ役割を担い、地域コミュニティの充実を図ります。

また、市民が自ら行う生涯学習の取組を広げ、発展させていくためには、その活動を支える拠点施設との連携が重要であるため、庁内関係部署間の連携の強化に努めます。

取組の方向性	事業内容等
①実行委員会・審議会への市民参画機会の充実 市民の声を生涯学習の推進に活かすため、実行委員会や審議会などの市民参画機会の充実を図ります。	継続 子ども大学、ふるさと祭り、公民館運営審議会、社会教育委員会議など
②市民との協働による事業の充実 幅広い市民の意見や要望を反映した事業を実施するため、市民との協働による事業の充実を図ります。また、地域の団体の活動を支援します。	継続 まちづくり協議会・資料館友の会・地区社会福祉協議会等との連携・活動支援、富士見市協働事業提案制度の実施
③市内の学校と地域の連携の充実 家庭・学校・地域の連携により地域社会全体での、子育てや子どもたちの成長を支える活動に参画するための環境づくりに努めます。	拡充 コミュニティ・スクールの推進【新規】、部活動の地域展開に向けた検討、学校応援団 ³³ の活動支援、地域子ども教室 ³⁴ 開催支援、市内小・中・高校生のイベント参画機会の充実
④青少年健全育成団体との連携 青少年の自立や健全育成を推進する活動を行っている各団体の活動を支援します。	継続 富士見市青少年育成市民会議、富士見市青少年相談員協議会、子ども会育成会などへの活動支援

³³ 学校応援団：学校での教育活動を支援する保護者や地域の方々によるボランティアの活動組織

³⁴ 地域子ども教室：子どもたちの安全・安心な居場所をつくるため、地域の大人が指導者となって週末や放課後などにスポーツや文化活動などの様々な体験活動などを行うもの

<p>⑤NPO・企業等との連携</p> <p>地域に関連する企業や団体と積極的に連携し、様々な学習機会の提供や交流機会の充実を図ります。</p>	<p>拡充</p> <p>NPO法人富士見市民大学への支援、近隣大学との連携協定を活用した事業の実施、富士見市価値共創プラットフォーム『SDGs フジミライテラス』³⁵への参加、子どもの居場所づくり実施団体への支援（子ども食堂など）</p>
<p>⑥庁内での連携体制の充実</p> <p>生涯学習に関連する部署で情報を共有し、連携して生涯学習の課題解決と推進を図ります。</p>	<p>拡充</p> <p>生涯学習担当者連絡調整会議【新規】、富士見市生涯学習推進委員会による計画の進捗管理及び情報交換、公の施設連絡調整会議</p>
<p>関連部署等</p>	
<p>政策企画課、シティプロモーション課、協働推進課、文化・スポーツ振興課、交流センター、コミュニティセンター、子ども未来応援センター、生涯学習課、学校教育課、公民館、資料館</p>	



ふじみ野遊びーズ
(地域子ども教室)



青少年健全育成市民大会
(青少年育成市民会議)

³⁵ 富士見市価値共創プラットフォーム『SDGs フジミライテラス』: SDGs 未来都市(内閣府認定)にかかる地域貢献等の共創事業。SDGsの達成に向けた取組を起点とし、企業・団体・教育機関・市民等と連携しながら、『感動』『共鳴』を創出する自律的な取組を共創することで、持続可能なまちづくりの実現を目的としたプラットフォーム。

基本目標② 地域資源を活かした生涯学習の推進

本市の郷土芸能や自然環境、農業・商工業などの地域資源や、地域の多様な人材などを活かした学習機会を充実させるとともに、地域活性化などにつながるよう支援を行います。

【KPI】地域資源を活かした講座の参加者数

(出典：主要な施策の成果報告書)

5,344人 → 6,700人

(令和6年度) (令和12年度)



やなせ川いかだラリー
(水谷東公民館)



ジュニア考古学クラブ 発掘体験
(水子貝塚資料館)



田んぼ体験隊 田植え体験
(難波田城資料館)

◇基本施策

(1) 地域資源を活かした学習機会の提供

水子貝塚公園（資料館）や難波田城公園（資料館）などの歴史公園や文化財・郷土芸能、豊かな自然、文化芸術、農業や商工業などの地域資源を活用した学習の機会を充実させることにより、本市の魅力の再発見と地域への愛着醸成につながる生涯学習を推進します。

【K S F】資料館等で実施する地域資源を活かした
特色ある事業数（出典：生涯学習課資料）
17事業 ➡ 20事業
（令和6年度） （令和12年度）

取組の方向性	事業内容等
①市の歴史に関する事業の充実	継続
市の歴史公園での体験事業や、公共施設を利用した文化財の展示解説、体験活動などの充実を図ります。	土曜おもしろミュージアム、遺跡見学会、特別展など
②郷土芸能団体への活動支援	継続
郷土芸能をはじめとした民俗文化財の保存・継承の支援をします。また、郷土芸能の動画公開などの情報提供に努めます。	保存団体への支援、郷土芸能の団体活動の動画公開など
③市の自然を活かした事業の充実	継続
市内の豊かな自然を活かした事業を実施します。	やなせ川いかだラリー、川の生き物調査・観察会、コスモス街道づくり支援など
④市の商工業や農業を活かした事業の充実	継続
市内及び近隣市町の商工業、農業と連携した事業を実施します。	なんばた青空市場、田んぼラグビー、ららぼーと富士見と連携した事業の実施、田んぼ体験隊など
⑤文化芸術事業の充実	継続
市民文化会館キラリ☆ふじみでの文化芸術に関する事業を実施します。	音楽鑑賞、演劇公演など
関連部署等	
シティプロモーション課、文化・スポーツ振興課、市民文化会館キラリ☆ふじみ、産業経済課、農業振興課、環境課、生涯学習課、公民館、資料館	

(2) 地域の人材を活かした学習機会の提供

生涯学習のさらなる活性化に向け、地域の人材を活かした生涯学習の取組みを推進します。また、生涯学習活動に取り組む市民が、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアとして活躍してもらう機会を創出することで、生涯学習の成果を活かしたまちづくりを推進します。

市民人材バンク制度の推進を目的として活動している県内唯一の団体である富士見市市民人材バンク推進員の会と連携して、市民人材バンクのPR活動、登録者の利用促進に努めます。

【K S F】 富士見市市民人材バンクの依頼件数 (出典：生涯学習課資料) 218件 ➡ 280件 (令和6年度) (令和12年度)	
---	--

取組の方向性	事業内容等
①市民人材バンク制度の充実 市民人材バンクの登録者数拡大に向けた、富士見市市民人材バンク推進員の会への支援、PR活動を実施します。	拡充 富士見市市民人材バンク推進員の会への活動支援、PR活動の実施
②地域子ども教室の開催支援 子どもたちの安心安全な遊び場、地域の方との交流の機会を提供するため、地域と学校の連携に向けた支援を行います。	継続 地域子ども教室開催支援
③市内小・中・高校生のイベント参画機会の充実 学生のイベントへの参画を促し、生涯学習の新たな担い手を育てるきっかけを作ります。また、学生の意見を取り入れた事業を行います。	拡充 学生の実行委員会への参加、学生企画事業の実施（怪皆亭など）、学生ボランティアなど
④防災・防犯対策事業の充実 市民一人ひとりの防災・防犯対策に関する意識向上につながる学習機会の充実及び、地域での取組の支援を行います。	継続 防災リーダー養成講座・自主防犯活動リーダー講習会など
⑤市民との協働による特色のある事業の推進 市民の力を活かした市の特色ある事業を実施します。	継続 資料館友の会との連携事業など
関連部署等	
危機管理課、協働推進課、交流センター、高齢者福祉課、生涯学習課、学校教育課、公民館、資料館	

(3) 新たな人材の発掘【重点施策】

生涯学習活動の指導者・参加者の固定化・高齢化の課題に対応するため、地域の人材を発掘する必要があります。すでにスキルを持ちながら活かしていない方、これから学習したい方、双方への支援を行います。

また、公民館や交流センターなどの生涯学習施設にあまり親しみのない方も、気軽に参加できる取組を実施します。

<p>【K S F】ボランティア育成講座への参加者数 (出典：主要な施策の成果報告書) 313名 ➡ 400名 (令和6年度) (令和12年度)</p>
--

取組の方向性	事業内容等
①市民人材バンク制度の充実(再掲) 市民人材バンク登録者数の拡大に向けた、富士見市市民人材バンク推進員の会への支援、PR活動を実施します。	拡充 富士見市市民人材バンク推進員の会への活動支援、PR活動の実施
②ボランティアの方を対象とした学習機会の充実(再掲) 新たにボランティアを始める方へのサポートや、現在活動されている方のスキルアップにつながる学習機会を提供します。	継続 ボランティアに関する養成講座、読み聞かせボランティア講習など
③地域と連携した新たな地域交流機会の創出 若者・子育て世代を中心とした全世代が気軽に参加できる地域イベントの実施や、未来の地域の担い手である学生と地域の交流機会を創出します。	新規 キャリア学習プログラム ³⁶ の実施検討・研究【新規】、Craft Night Garden など
④市内小・中・高校生のイベント参画機会の充実(再掲) 学生のイベントへの参画を促し、生涯学習の新たな担い手を育てるきっかけを作ります。また、学生の意見を取り入れた事業を行います。	拡充 学生の実行委員会への参加、学生企画事業の実施(怪皆亭など)、学生ボランティアなど
⑤次世代を育てる事業の実施 指導者やコーディネーターとなる人材を育てるため、そのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。	拡充 広島平和式典への中学生等の派遣、スポーツ指導者養成講座など
関連部署等	
文化・スポーツ振興課、交流センター、高齢者福祉課、健康増進センター、生涯学習課、学校教育課、図書館、公民館、資料館	

³⁶ キャリア学習プログラム：小・中・高校生が人生の先輩(大学生や社会人など)の体験や、学校生活での悩みや進路、仕事のことなどについて色々と語り合うプログラム

基本目標③ 生涯学習を通じたコミュニティの活性化

基本理念に掲げる「心豊かに暮らせるまちづくり」を実現するため、「市民と市民」や「市民と地域」がつながる機会を創出する取組を推進します。交流や協力の輪を広げることで、お互いを支え合い、地域コミュニティの活性化へとつなげます。

【KPI】生涯学習活動を通じて、人と人とのつながりが
増えたと回答した人の割合

(出典：アンケートモニター調査)

30.4% → 39.0%

(令和6年度)

(令和12年度)



富士見市民謡大会
(富士見市民文化祭)



資料館友の会作品展
(難波田城資料館)



展示ギャラリー
(ふじみ野交流センター)

◇基本施策

(1) 学習成果の発表機会の充実

市民が自らの学びを振り返り、達成感や自信を得られるよう、学習成果の発表機会を充実させます。発表の場を通じて、学びをさらに深めるだけでなく、参加者同士や来場者との交流が生まれ、市民同士のつながりが広がることで、学習活動の継続や地域全体の活性化にもつなげていきます。

【K S F】文化祭への参加人数 (出典：主要な施策の成果報告書) 13,282人 ➡ 17,000人 (令和6年度) (令和12年度)	
---	--

取組の方向性	事業内容等
①富士見市民文化祭、各地域文化祭への支援 発表の機会を積極的につくり、市民文化の醸成を図ります。	継続 富士見市民文化祭、市内公共施設で開催される各地域文化祭
②日常的な発表機会の提供 各施設の交流コーナーやフリースペースを活用した日常的な作品発表機会の提供を行います。	継続 公民館等における展示スペースの活用促進
③小・中学生の学習成果発表機会の充実 市内小・中学校の児童・生徒が取り組んだ学習成果の作品展示・発表機会の充実を図ります。	継続 富士見市児童・生徒社会科展、生涯学習事業での作品展示など
④市民人材バンクの庁内での利用促進 市民人材バンクの利用促進に向け、庁内での連携・相談体制の強化を行います。	新規 生涯学習担当者連絡調整会議【新規】
関連部署等	
文化・スポーツ振興課、交流センター、コミュニティセンター、生涯学習課、図書館、公民館、資料館	

(2) 学習成果の活用機会の創出

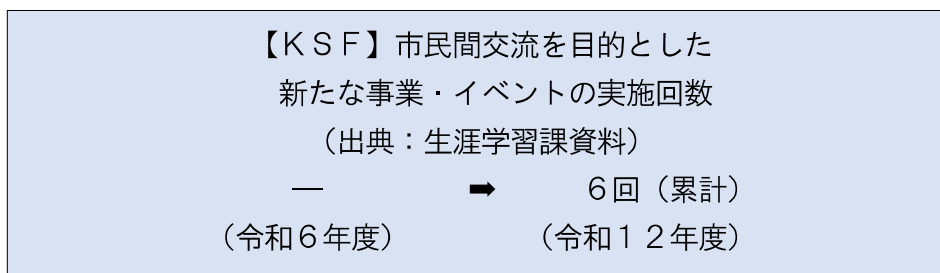
生涯学習の成果を、ボランティア活動や生涯学習指導者としての活動、地域課題の解決などに活かせる機会を提供します。このような取組により、学習成果を地域に還元し、社会に役立てることで、人と人とのつながりを広げ、コミュニティの活性化を図ります。

<p>【K S F】市民人材バンク推進員の会主催の モデル事業の実施回数 (出典：生涯学習課資料) 3件(年) → 18件(5年間累積値) (令和6年度) (令和12年度)</p>
--

取組の方向性	事業内容等
①市民人材バンクの庁内での利用促進(再掲) 市民人材バンクの利用促進に向け、庁内での連携・相談体制の強化を行います。	新規 生涯学習担当者連絡調整会議 【新規】
②市民人材バンク制度の充実(再掲) 市民人材バンク登録者数の拡大に向けた、市民人材バンク推進員の会への支援、PR活動を実施します。	拡充 富士見市市民人材バンク推進員の会への活動支援、PR活動の実施
③防災・防犯対策事業の充実(再掲) 市民一人ひとりの防災・防犯対策に関する意識向上につながる学習機会の充実及び、地域での取組の支援を行います。	継続 防災リーダー養成講座・自主防犯リーダー講習会など
④市民学芸員や資料館友の会との協働による事業の推進 市民学芸員や資料館友の会の力を活かした資料館の事業を実施します。	継続 資料館が実施する各種事業
⑤サークルや市内学校の部活動と連携した事業の充実 生涯学習施設で活動しているサークルや、市内中学校・高校の部活動と連携した事業の充実を図ります。	新規 地域子ども教室への協力【新規】、生涯学習事業での講師依頼など
関連部署等	
危機管理課、協働推進課、交流センター、高齢者福祉課、生涯学習課、学校教育課、公民館、資料館	

(3) 市民間交流の促進【重点施策】

コミュニティに積極的に関わる新たな市民を増やすため、市民同士が交流できる仕組みを創出します。さらに、世代を超えて人と人がつながるきっかけとなる「居場所づくり」を進めるとともに、子育て世代や高齢者などの孤立しやすい方が安心して集える「居場所づくり」も進め、誰もが地域と関わりやすい環境を作り、地域コミュニティの活性化を図ります。



取組の方向性	事業内容等
①同世代との交流機会の提供 仲間をつくるきっかけとなる場や、安心して集える居場所を提供します。	継続 子育てサロン、高齢者学級(クラブ活動)、ふれあいサロンなど
②施設利用者同士の交流機会の充実 施設を利用する方々が互いに交流し、つながりを深められるよう、交流会などの開催を支援します。	継続 交流会、利用者懇談会、縁日など
③ふれあいサロン運営事業の支援 介護予防拠点としてだけでなく、交流の場としての開催・運営の支援をします。	継続 各地域におけるふれあいサロンの活動サポートなど
④多世代との交流機会の促進 世代を超えた交流の場の提供、開催支援を行います。また、誰もが楽しめるeスポーツなどを活用した交流機会を提供します。	拡充 地域子ども教室、子ども食堂、eスポーツ体験交流会【新規】、キャリア学習プログラムの実施検討・研究【新規】など
⑤共通の趣味を持った方々の交流機会の充実 特定の分野にこだわりを持った方々の活動場所や発表機会、交流の場を提供します。	新規 eスポーツ体験交流会【新規】、ボードゲーム交流会【新規】、コレクション発表会【新規】など
⑥様々な文化との交流機会の推進 世代や国籍を超えた交流ができ、様々な文化についての学びを深める機会を提供します。	継続 国際交流フォーラム、国際交流団体への活動支援

⑦子ども・若者の居場所づくりの支援	継続
子どもや若者が安心して過ごし、自由に交流できる居場所づくりを支援します。	富士見子ども・若者の居場所応援ネット、子ども食堂など
関連部署等	
文化・スポーツ振興課、交流センター、コミュニティセンター、子ども未来応援センター、健康増進センター、生涯学習課、公民館、社会福祉協議会	



わいわい☆ワールドトーク
(国際交流フォーラム)



水曜学級 開校式
(鶴瀬西交流センター)



勝瀬 de 縁日 オープニングアクト
(ふじみ野交流センター)

基本目標④

生涯学習関連施設の充実

生涯学習関連施設は、すべての市民が、いつでも、どこでも、いつまでも自発的・主体的に活動することができ、学びの情報を得ることや、交流を深めることができる場です。

また、地域を創る市民活動の拠点となる重要な役割を担っている点から、生涯学習を推進するため、利用者への配慮と地域住民の意見を活かした施設の整備・充実に努めます。

【KPI】生涯学習活動を行う施設環境に対する満足度

(出典：市民アンケートモニター調査)

49.3% → 65.0%

(令和6年度) (令和12年度)

◇基本施策

(1) 施設の整備・機能の充実

誰もが使いやすく、安全に快適に利用できる施設として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備に努めます。また、多様化する学習活動を支援するため、生涯学習施設としての設備や機能の充実に図ります。

【KSF】各公民館・交流センター・コミュニティセンター

ピアザ☆ふじみ・図書館の利用者数

(出典：主要な施策の成果報告書)

518,925人 → 585,000人

(令和6年度) (令和12年度)

取組の方向性	事業内容等
①ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備	継続
誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる施設の整備に努めます。	生涯学習関連施設の整備・改修・修繕
②展示機能の充実・活用	継続
公共施設における展示スペースの充実と活用に努めます。	展示スペースの利活用

③図書館の情報拠点としての機能の充実	継続
地域の情報拠点として市民の幅広いニーズにこたえるため資料の収集と資料提供を行います。併せて公共施設での資料受け取りや電子書籍の充実を図ります。	レファレンスサービス、電子図書館の充実
④歴史公園・資料館の機能の充実	継続
文化財の保存と活用を促進するため、水子貝塚公園の再整備を行います。また、歴史公園・資料館の良好な状態を維持し、文化財の「見える化」に努めます。	水子貝塚公園の再整備、文化財の展示など
⑤運用改善による施設機能の充実	新規
生涯学習施設の利用促進に向け、施設利用に係る運営を見直し、施設機能の充実を図ります。	利用登録団体の更新手続きの簡素化、利用案内の刷新など
⑥公民館、交流センター、コミュニティセンターの児童生徒の学習施設としての機能の充実	拡充
生涯学習施設の未活用スペースを、児童生徒の学習スペースとして機能充実を図るとともに、その周知に努めます。	生涯学習施設における未活用スペースの活用促進
⑦災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実	継続
市内の生涯学習施設の安全性を確保するとともに、関係職員との連携を図り、防災拠点（避難所や情報収集拠点）としての運営機能向上を図ります。	生涯学習施設における防災拠点としての機能向上
⑧ICTを活用した学習施設としての機能の充実	拡充
ICTを活用した学びや地域活動のサポートを行うために、配信機器などの充実を図ります。	デジタルデバイド対策事業、ICTを活用した事業の実施、配信機器の整備
関連部署等	
危機管理課、公共施設マネジメント課、営繕課、ICT推進課、文化・スポーツ振興課、交流センター、ピアザふじみ、コミュニティセンター、農業振興課、図書館、公民館、資料館	



デジタルデバイド対策事業
(鶴瀬公民館)



資料編

1 策定の経過

【富士見市生涯学習推進委員会】

開催日	内容
令和7年 3月12日	生涯学習に関する市民アンケートの結果について 計画改定のスケジュールについて
令和7年 6月17日	第4次計画の骨子について
令和7年 9月 8日	第4次計画案について
令和7年10月29日	第4次計画案について
令和8年 2月25日	第4次計画（案）のパブリックコメント対応について

【富士見市生涯学習推進市民懇談会】

開催日	内容
令和7年 3月18日	生涯学習に関する市民アンケートの結果について 計画改定のスケジュールについて
令和7年 6月24日	第4次計画の骨子について
令和7年 9月10日	第4次計画案について
令和7年10月31日	第4次計画案について
令和8年 3月 5日	第4次計画（案）のパブリックコメント対応について

【社会教育委員会議】

開催日	内容
令和7年11月 5日	第4次計画案についての意見聴取

【教育委員会議及び教育委員協議会】

	開催日	内容
協議会	令和7年11月11日	第4次計画案について
協議会	令和8年 2月 2日	意見募集の結果について
会議	令和8年 3月17日	議案の策定

【パブリックコメント】

パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 令和7年12月24日から令和8年1月23日まで
(2通・5件のご意見をいただきました)
- ・周知方法 市ホームページ、広報富士見及び公共施設での掲示など
- ・意見提出方法 市ホームページ、持参、郵送及びファクシミリ

2 富士見市生涯学習推進市民懇談会

【富士見市生涯学習推進市民懇談会開催要領】

(趣旨)

第1条 本市における生涯学習を推進するにあたり、広く市民の意見を求めるため、富士見市生涯学習推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 市民懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1)富士見市生涯学習推進基本計画の推進に関する事
- (2)その他教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市民懇談会の規模は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから期間を定めて参加を求めるものとする。

- (1)学識経験者
- (2)市民団体等の代表者
- (3)市民
- (4)その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置き、市民懇談会に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催)

第5条 市民懇談会は、教育委員会が招集し、開催する。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【富士見市生涯学習推進市民懇談会参加者名簿】

	氏 名	所 属
座長	佐々木 眞理子	富士見市市民人材バンク推進員の会
参加者	新井 充	富士見市公民館運営審議会
参加者	木原 直史	富士見市コミュニティ大学運営役員会
参加者	出井 隆志	富士見市図書館協議会
参加者	田屋 典子	NPO 法人ふじみっこ・夢みらい
参加者	出井 あや子	NPO 法人富士見市民大学
参加者	山崎 歩美	富士見市文化芸術振興委員会
参加者	深瀬 祐二	富士見市社会教育委員会議
参加者	小谷 千佳子	子ども大学ふじみ実行委員会
参加者	森本 頼子	富士見市男女共同参画推進会議

3 富士見市生涯学習推進委員会

【富士見市生涯学習推進委員会設置要綱】

（設置）

第1条 富士見市の生涯学習を推進するため、富士見市生涯学習推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、富士見市生涯学習推進基本計画及び生涯学習の推進に関することとする。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育委員会教育部生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会教育部鶴瀬公民館長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（作業部会）

第6条 委員会は、第2条に係る事務を行わせるため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員会の構成

委員長	教育委員会教育部	生涯学習課長
副委員長	教育委員会教育部	鶴瀬公民館長
委員	政策財務部	政策企画課長
委員	協働推進部	協働推進課長
委員	協働推進部	文化・スポーツ振興課長
委員	協働推進部	鶴瀬西交流センター所長
委員	協働推進部	人権・市民相談課長
委員	健康福祉部	高齢者福祉課長
委員	教育委員会教育部	学校教育課長
委員	教育委員会教育部	水子貝塚資料館長

4 生涯学習に関する市民アンケート結果の概要

【調査方法等】

対象調査：生涯学習に関する市民アンケート

実施期間：令和6年11月1日から令和6年11月29日まで

対象者：市内生涯学習施設（公民館等）の利用者に対する紙面調査
WEBを活用した市ホームページアンケートフォーム調査

【回収割合】

回答総数：376件

内 紙面調査：234件

アンケートフォーム調査：142件

【主な設問と結果】

Q1 あなたの性別を教えてください。

回答	回答数	割合
男性	139	37.0%
女性	227	60.4%
回答しない	3	0.8%
無回答	7	1.9%

Q2 あなたの年齢を教えてください。

年代	回答数	割合
10代	5	1.3%
20代	14	3.7%
30代	38	10.1%
40代	48	12.8%
50代	52	13.8%
60代	48	12.8%
70代	98	26.1%
80代	65	17.3%
90代	2	0.5%
回答なし	6	1.6%
合計	376	

Q3 あなたは「生涯学習」という言葉を知っていますか。

回答	回答数	割合
知っている	330	87.8%
知らない	41	10.9%
回答なし	5	1.3%

Q4 あなたは日頃から生涯学習の必要性を感じていますか。

回答	回答数	割合
強く感じている	120	31.9%
どちらかといえば感じている	190	50.5%
どちらかといえば感じていない	32	8.5%
全く感じていない	7	1.9%
わからない	22	5.9%
無回答	5	1.3%

Q5 あなたが現在行っている活動は何ですか。(複数回答可)

年代	回答数	割合
趣味に関するもの(音楽・美術・華道・舞踊・鑑賞など)	200	53.2%
スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関するもの(ジョギング・水泳・ウォーキング・ダンス・ラジオ体操など)	183	48.7%
地域のイベントに関するもの(お祭りや公共施設で行っている事業など)	107	28.5%
家庭生活に関するもの(料理・裁縫・編み物など)	81	21.5%
ボランティア活動に関するもの	80	21.3%
教養に関するもの(文学・歴史・科学・語学など)	78	20.7%
スマートフォンやパソコンの使い方、インターネットに関するもの	45	12.0%
子育て・教育に関するもの	44	11.7%
自然体験など(キャンプ・ハイキング・フィールドワークなど)	43	11.4%
活動を行っていない	37	9.8%
仕事上に関係のある知識や資格の習得など(職業上必要な知識・技能)	36	9.6%
社会問題に関するもの(社会・時事・国際・環境・エネルギーなど)	31	8.2%

学校課程（高等・専門・大学・大学院）での学習	14	3.7%
その他	6	1.6%

【その他の回答】

着ぐるみアクションチームに参加してのショー活動/パークゴルフ/グラウンドゴルフ/あきカン集めて小学校へ/キレイデザイン学/手話の学習/

Q5-2 活動を行っていない理由は何ですか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
仕事が忙しくて時間が無い	25	67.6%
何をして良いかわからない	15	40.5%
家事・育児が忙しくて時間が無い	14	37.8%
活動内容や時間が合わない	8	21.6%
必要な情報が入手できない	8	21.6%
身近な場所に施設がない	6	16.2%
一緒に学習や活動する仲間がない	6	16.2%
特に学習する必要性を感じない	5	13.5%
費用がかかる	4	10.8%
その他	1	2.7%

※割合の母数はQ-5で「活動を行っていない」と回答した数（37）

【その他の回答】

なし

Q6 生涯学習に関する情報は手に入りやすいと思いますか・

回答	回答数	割合
手に入りやすい	157	41.8%
手に入りづらい	102	27.1%
わからない	91	24.2%
無回答	26	6.9%

Q7-1 どこから情報を得ていますか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
広報紙	145	92.4%
ホームページ	60	38.2%
チラシ・ポスター	58	36.9%
知人、友人からの口伝え	54	34.4%
インターネット（SNSなど）	49	31.2%

町会等の回覧	49	31.2%
サークル等の集まりのとき	47	29.9%
ラジオ、テレビ	25	15.9%
新聞、雑誌	24	15.3%
民間情報誌	11	7.0%
その他	3	1.9%

Q7—2 どこから情報を得られたら便利だと思いますか。(複数回答可)

回答	回答数	割合
広報紙	60	58.8%
インターネット (SNS など)	54	52.9%
ホームページ	41	40.2%
町会等の回覧	27	26.5%
チラシ・ポスター	27	26.5%
知人、友人からの口伝え	13	12.7%
ラジオ、テレビ	12	11.8%
新聞、雑誌	10	9.8%
サークル等の集まりのとき	7	6.9%
民間情報誌	6	5.9%
その他	6	5.9%

※割合の母数はQ6で「手に入りづらい」と回答した数(102)

【その他の回答】

図書館／増進センターからの紹介／地域での集まり／広報紙だけでなく SNS 等を使った積極的な発信

Q8 今後、どのような活動を行いたい（行ってみたい）ですか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
文化・芸術・教養・趣味に関すること	184	48.9%
スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関する こと	160	42.6%
ボランティア活動に関すること	81	21.5%
知識や技術、資格に関すること	74	19.7%
地域活動に関すること	72	19.1%
社会問題に関すること	68	18.1%
スマートフォン・パソコン・インターネットに関する こと	61	16.2%
子育て・教育に関すること	46	12.2%
学校課程での学習	32	8.5%
NPO活動に関すること	20	5.3%
特にない	20	5.3%
その他	8	2.1%

【その他の回答】

地域文化の伝承／ほうき作りの伝承／祭り（地域伝統芸能）／防犯・安全／
麻雀

Q9 さらに生涯学習を盛んにしていくために、市は今後どのようなことに力を入
れるべきだと思いますか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
公共施設の整備	148	39.4%
サークル・スポーツ団体への支援	129	34.3%
ボランティア活動への支援	108	28.7%
地域コミュニティの促進	106	28.2%
学習情報発信、情報提供の充実	99	26.3%
市主催講座の充実	93	24.7%
活動成果を活かせる場と機会作り	82	21.8%
住民ニーズの把握、反映	77	20.5%
指導者などの人材育成、活用	77	20.5%
企業・大学等との連携	66	17.6%
学習相談窓口の充実	42	11.2%
特に力を入れる必要はない	10	2.7%
その他	8	2.1%

【その他の回答】

- ・ コミュニティバスなど、参加しやすい移動手段の整備
- ・ 小川げんきプラザの様な多くの子供が参加できる体験型イベント。
- ・ 学校開放で小学校の利用できない時期が長い（音楽会・卒業式・入学式時）。
- ・ 活動できる場所の提供までのシステムづくり。活動するためのハードルを下げるシステムづくり。
- ・ 18～65 歳までの学生及び働く世代が知りやすく参加しやすいものを増やすべき。
- ・ 市民が気軽に集える場所としてふじみ野市のエコパのような温泉スパ施設を開設すべき。
- ・ 気軽に参加できるスポーツジムのクラスや講座など。

Q10 その他、ご意見がございましたら自由にお書きください。

回答	回答数	割合
市の施設に関すること	9	2.4%
講座に関すること	8	2.1%
生涯学習の推進に関すること	7	1.9%
情報発信に関すること	3	0.8%
団体への支援に関すること	3	0.8%
交通に関すること	2	0.5%
職員に関すること	1	0.3%

【主な意見（抜粋）】

■市の施設に関すること

- ・ 休憩場所（ベンチ）の設置
- ・ 施設駐車場の拡大
- ・ 活動場所の拡充

■講座に関すること

- ・ 講座内容の充実
- ・ 開催回数の充実化
- ・ 講師とのコンタクトの場

■生涯学習の推進に関すること

- ・ 新しい学び合いについて
- ・ 行政に求められる役割について
- ・ 市民が参加しやすい学習機会

■交通に関すること

- ・ 公共施設へのアクセス方法
- ・ 交通アクセスが良いところでの講座開催

■情報発信に関すること

- ・ 福祉や就労支援情報の提供

■団体への支援

- ・ 団体の継続・会員の世代交代

■職員に関すること

- ・ 職員の配置や対応について

5 市民アンケートモニター（生涯学習関連）結果の概要

【調査方法等】

対象調査：令和6年度第3回富士見市アンケートモニター調査

実施期間：令和6年12月6日から令和6年12月13日まで

対象者：富士見市アンケートモニターに登録された市民等789名

【回収数・回収率】

配布数：772名（メール到達件数）

回収数：286名

回収率：37.0%

【主な設問と結果】

- ① 市内の公共施設などで行われている市民が参加できる生涯学習活動を知っていますか。

※生涯学習：学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味などの活動

回答	回答者数	割合
知っている	218	76.2%
知らない	68	23.8%

- ② 生涯学習活動を行う施設環境に対する満足度

※施設：公民館・交流センター・コミュニティセンター・ピアザ☆ふじみ・図書館・資料館

回答	回答者数	割合
満足	39	13.6%
やや満足	102	35.7%
やや不満	42	14.7%
不満	12	4.2%
わからない（利用したことがない方もこちら）	91	31.8%

- ③ 市内で行われている生涯学習に関する事業または活動が自分のライフステージに合っていると感じていますか。

回答	回答者数	割合
感じている	17	5.9%
やや感じている	60	21.0%
あまり感じていない	67	23.4%

感じない	24	8.4%
わからない（関わったことがない方もこちら）	118	41.3%

④ 生涯学習活動により生きがいを感じていますか。

※生涯学習：学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味などの活動

回答	回答者数	割合
感じている	22	7.7%
やや感じている	64	22.4%
あまり感じていない	53	18.5%
感じない	14	4.9%
わからない（活動していない方もこちら）	133	46.5%

⑤ ご自身の生涯学習活動を通じて、他者とのつながりを感じていますか。

回答	回答者数	割合
感じている	22	7.7%
やや感じている	61	21.3%
あまり感じていない	44	15.4%
感じない	20	7.0%
わからない（活動していない方もこちら）	139	48.6%

⑥ 生涯学習に関する情報が手に入りやすいと感じていますか。

回答	回答者数	割合
感じている	15	5.2%
やや感じている	63	22.0%
あまり感じていない	77	26.9%
感じない	34	11.9%
わからない（関わったことがない方もこちら）	97	33.9%

第4次富士見市生涯学習推進基本計画

【発行・編集】 富士見市・富士見市教育委員会

【策定事務局】 富士見市教育部生涯学習課

【電話】 049-251-2711

【FAX】 049-255-9635

【発行日】 令和8年4月

議案第13号

富士見市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定する。

令和8年3月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
富士見市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

富士見市教育振興基本計画で掲げる「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」の実現には、教職員がもてる力を最大限に発揮し、生き生きと子どもたちの指導に専念できる環境をつくることが不可欠である。そのためには、教職員の多忙化解消・負担軽減を図る必要がある。

そこで、本計画は、教職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいと両立するとともに、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことを目的に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和5年6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「富士見市立学校における働き方改革基本方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	34.1時間	24.0%	0.5%
中学校	40.2時間	34.3%	3.5%
特別支援学校	24.1時間	10.3%	1.2%
合計	35.6時間	26.0%	1.5%

これまでの取り組みにより一定程度の改善が図られたが、国の指針で示される削減目標に向けて、引き続き教職員が働きやすい環境を整えていくことが必要である。

2. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以上の職員の割合を0%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	令和6年度	令和11年度
1箇月時間外在校等時間が45時間以上の教職員の割合	26.0%	0%
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間	35.6時間	30.0時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を20日以上にする。
※年次有給休暇は暦年で付与されるため、本目標は暦年での数値目標とする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる。

	令和6年度	令和11年度
年間の年次有給休暇の平均取得日数	14.5日	20.0日
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	12.2%	0%

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類(令和7年9月25日付 文部科学省指針)」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置し、効果的な活用法について共有する。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

②支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 児童生徒の課題に応じ、教育相談室が中心となりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関し必要な情報提供を行うことで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 関係機関との連携に必要な情報提供を教育委員会が行うことで、学校が組織として医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、支援を行うことができる体制を構築する。
- ・ 特別支援学校に配置される看護師、特別支援教育コーディネーター等、医療・福祉・特別支援教育に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標

準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中のサマーリフレッシュウィーク、ウィンターリフレッシュウィーク及び11月14日の県民の日を一斉閉校期間とする。
- ・ 年次研修等における全日オンライン研修を受ける教職員の自宅勤務を認める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富士見市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクール協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

報告事項（1）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

- 1 工事請負契約の締結について

令和8年3月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり工事請負契約の締結を了承することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 工事請負契約の締結について（別紙）

2 専決処理の理由

3月定例会市議会に追加議案として提案するため令和8年3月11日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月11日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市大字水子地内
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 584,834,800円
- 5 請負業者 富士見市ふじみ野西四丁目10番地1
株式会社富士見工務店
代表取締役 芳賀真人

令和8年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
2. 設計額 577,900,000円（税抜）
635,690,000円（税込）
3. 予定価格 577,900,000円（税抜）
635,690,000円（税込）
4. 最低制限価格 531,668,000円（税抜）
584,834,800円（税込）
5. 参加業者数 3者
6. 開札日時 令和8年3月11日 午前9時00分
7. 入札一覧

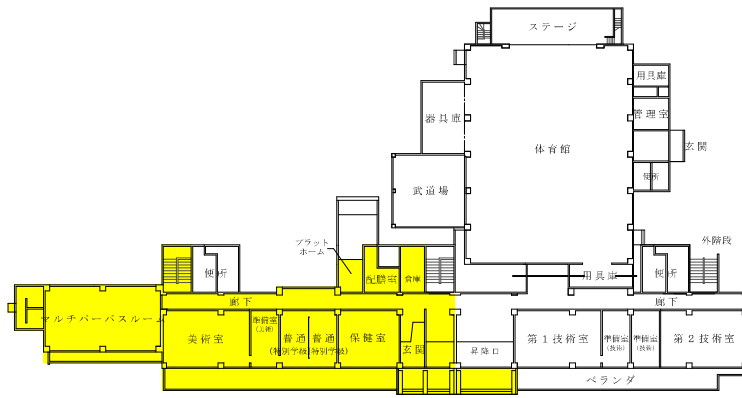
業 者 名	入 札 金 額（税抜）	落札者	摘 要
斎藤工業株式会社 埼玉西営業所	531,668,000円		くじ
株式会社富士見工務店 本店	531,668,000円	○	くじ
和光建設株式会社 富士見支店	577,000,000円		

市立水谷中学校長寿命化建築工事（第3期工事）（ゼロ債務） の工事範囲

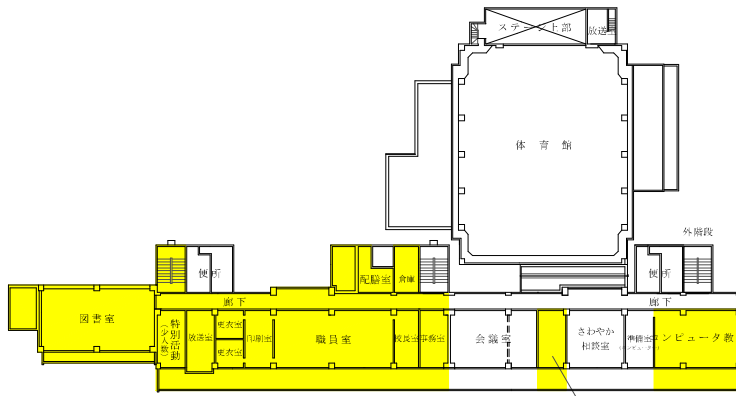
・工事概要

長寿命化建築工事（普通教室棟の外壁改修工事、防水改修工事、内装改修工事、
内部建具改修工事、外部建具改修工事等）

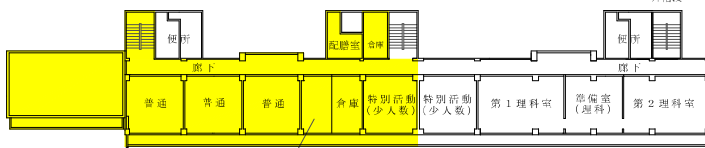
- ・履行期限 令和9年1月29日
- ・請負金額 金584,834,800円
- ・請負業者 株式会社富士見工務店
代表取締役 芳賀 真人



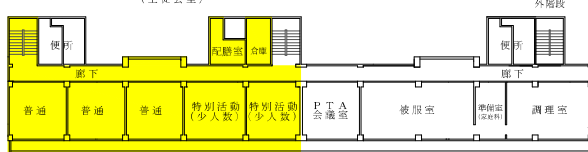
校舎1階



校舎2階



校舎3階



校舎4階



校舎5階

【工事範囲】

: 本工事の施工範囲

計 画 工 程 表

市立水谷中学校長寿命化建築工事(第3期工事)(ゼロ債務)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
学校スケジュール		夏季休業						
仮設工事	敷鉄板・仮設事務所 設置					敷鉄板・仮設事務所 撤去、検査 等		
外壁改修工事								
防水改修工事								
内装改修工事								
内部建具改修工事								
外部建具改修工事								

主な工事日程

- ・仮設工事 6月上旬 から 工事完了 まで
- ・外壁改修工事 6月上旬 から 10月中旬 まで
- ・防水改修工事 7月中旬 から 10月中旬 まで
- ・内装改修工事 6月上旬 から 11月中旬 まで
- ・内部建具改修工事 6月上旬 から 11月中旬 まで
- ・外部建具改修工事 6月上旬 から 10月中旬 まで

その他

- ・市立水谷中学校長寿命化電気設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
照明器具のLED化、放送設備・自動火災報知設備の更新、太陽光発電設備の新設等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日
- ・市立水谷中学校長寿命化機械設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
空調設備の更新・新設、換気設備の更新、給排水管・ガス管・消火管の更新、高架水槽の更新等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日

報告事項（2）資料

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

- 1 工事請負契約の締結について

令和8年3月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり工事請負契約の締結を了承することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 工事請負契約の締結について（別紙）

2 専決処理の理由

3月定例会市議会に追加議案として提案するため令和8年3月11日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和8年3月11日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立水谷中学校長寿命化電気設備工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- 2 施工場所 富士見市大字水子地内
- 3 履行期限 令和9年1月29日
- 4 請負金額 167,890,800円
- 5 請負業者 埼玉県さいたま市桜区中島二丁目22番1号
株式会社万代電気工業
代表取締役 三角喜久治

令和8年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立水谷中学校長寿命化電気設備工事（第3期工事）（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立水谷中学校長寿命化電気設備工事（第3期工事）（ゼロ債務）
2. 設計額 165,900,000円（税抜）
182,490,000円（税込）
3. 予定価格 165,900,000円（税抜）
182,490,000円（税込）
4. 最低制限価格 152,628,000円（税抜）
167,890,800円（税込）
5. 参加業者数 3者
6. 開札日時 令和8年3月11日 午前9時10分
7. 入札一覧

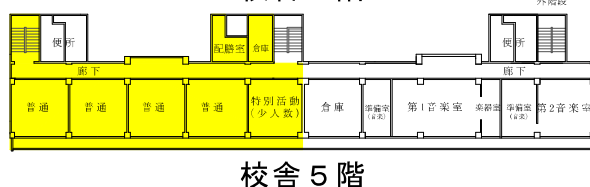
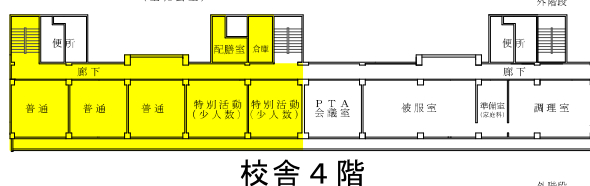
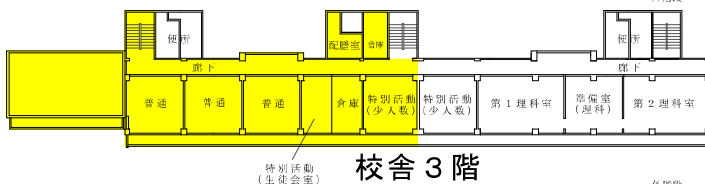
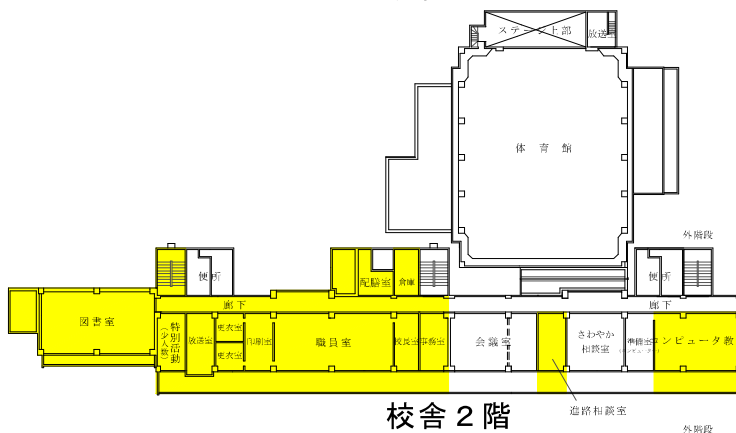
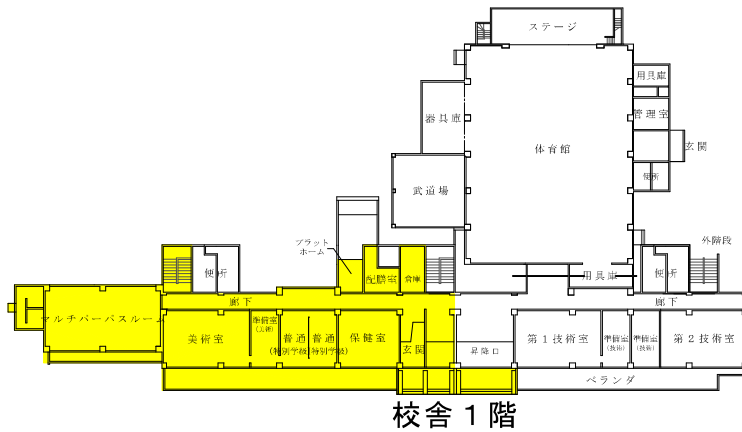
業 者 名	入 札 金 額（税抜）	落札者	摘 要
株式会社ヤマト・イズミテクノ 本店			辞退
株式会社万代電気工業 本店	152,628,000円	○	くじ
株式会社積田電業社 本店	152,628,000円		くじ

市立水谷中学校長寿命化電気設備工事（第3期工事）（ゼロ債務） の工事範囲

・工事概要

長寿命化電気設備工事（普通教室棟の照明器具のLED化、放送設備・自動火災報知設備の更新、太陽光発電設備の新設等）

- ・履行期限 令和9年1月29日
- ・請負金額 金167,890,800円
- ・請負業者 株式会社万代電気工業
代表取締役 三角 喜久治



【工事範囲】

: 本工事の施工範囲

計 画 工 程 表

市立水谷中学校長寿命化電気設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
学校スケジュール		夏季休業						
検査等							検査等	
外部改修工事								
内部改修工事								

主な工事日程

- ・外部改修工事(停電を要する作業) 8月上旬 から 8月中旬 まで
- ・外部改修工事(太陽光発電設備新設工事 等) 9月中旬 から 11月中旬 まで
- ・内部改修工事 6月上旬 から 11月中旬 まで

その他

- ・市立水谷中学校長寿命化建築工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
仮設工事、外壁改修、防水改修、内装改修、内部建具改修、外部建具改修等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日
- ・市立水谷中学校長寿命化機械設備工事(第3期工事)(ゼロ債務)
 - 【工事概要】
空調設備の更新・新設、換気設備の更新、給排水管・ガス管・消火管の更新、高架水槽の更新等
 - 【履行期限】
令和9年1月29日

報告事項（４）資料

富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(就学援助費)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる費目を就学援助費として支給するものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者へ支給する就学援助費の費目は、第6号及び第7号に限る。</p> <p>(1) 学用品費</p> <p>(2) 通学用品費</p> <p>(3) 新入学用品費</p> <p>(4) 校外活動費</p> <p>(5) 学校給食費（<u>小学校及び特別支援学校小学部において市が実施する学校給食に係るものを除く。</u>）</p> <p>(6) 修学旅行費</p> <p>(7) 医療費</p> <p>(8) オンライン学習通信費</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目の支給を受け、又は前年度に第8条第1項の規定による支給を受けたときは、前項第2号の費目は支給しない。</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目は、第</p>	<p>(就学援助費)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる費目を就学援助費として支給するものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者へ支給する就学援助費の費目は、第6号及び第7号に限る。</p> <p>(1) 学用品費</p> <p>(2) 通学用品費</p> <p>(3) 新入学用品費</p> <p>(4) 校外活動費</p> <p>(5) 学校給食費</p> <p>(6) 修学旅行費</p> <p>(7) 医療費</p> <p>(8) オンライン学習通信費</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目の支給を受け、又は前年度に第8条第1項の規定による支給を受けたときは、前項第2号の費目は支給しない。</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、同項第3号に規定する費目は、第</p>

1 学年の児童又は生徒の保護者から入学年度の4月末日までに第5条の規定による申請があった場合に限り、支給する。

5 第1項各号の費目の内容及び支給額は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

1 学年の児童又は生徒の保護者から入学年度の4月末日までに第5条の規定による申請があった場合に限り、支給する。

5 第1項各号の費目の内容及び支給額は、市長が別に定める。

報告事項（５）資料

富士見市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成２７年告示第４７１－２号）新旧対照表

新			旧		
別表(第４条関係)			別表(第４条関係)		
支給対象費目	支弁区分	支給対象経費	支給対象費目	支弁区分	支給対象経費
学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)	学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)
校外活動費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)	校外活動費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)
新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)	新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)
修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)	修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	(略)
学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	学校給食に要する費用 <u>(小学校に係るものを除く。)</u>	学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	学校給食に要する費用
通学費	第Ⅰ段階から第Ⅲ段階 まで	(略)	通学費	第Ⅰ段階から第Ⅲ段階 まで	(略)
オンライン学習通信費	第Ⅰ段階	(略)	オンライン学習通信費	第Ⅰ段階	(略)
附則 この告示は、令和８年４月１日から施行する。					

報告事項（6）資料

○富士見市地域連携学習支援事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第748号

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども達の生活及び学習の環境を整え、もって学校、家庭及び地域の連携を推進することを目的として活動する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。以下同じ。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、社会教育関係団体が行う次に掲げる事業とする。

- （1） 学校、家庭及び地域の連携及び協力を促進する事業
- （2） 保護者同士の交流及び子育て、親育ち等の家庭教育の学習支援に関する事業
- （3） その他目的を達成するために必要な事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 規約又は会則

(2) 会員名簿

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 事業の実施状況が分かる書類等

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 社会教育関係団体の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、社会教育関係団体が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼、出演料
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代、紙代
食糧費	お茶代、1日単位又は午前から午後にわたり開催しなければならない事業に従事するボランティアや講師の弁当代
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費
役務費	郵便料金
使用料・賃借料	会場使用料、車両借上料、有料道路使用料、駐車場使用料、コピー代
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

報告事項（7）資料

○富士見市教職員研修事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第739号

富士見市教職員研修費補助金交付要綱（平成18年告示第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、教職員における指導能力の向上を図ることを目的として富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1）教職員の研修に関する事業
- （2）教職員の資質向上に関する事業

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 市立学校の校長は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第130号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の富士見市教職員研修事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正に加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼
消耗品費	事務用品代、紙代
印刷製本費	冊子等の印刷・製本費用
役務費	郵便料金
使用料・賃借料	会場使用料、コピー代
備品購入費	教材備品代、研修用図書代
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

報告事項（８）資料

○富士見市立中学校学力向上対策事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第742号

富士見市立中学校学力向上対策費補助金交付要綱（平成24年告示第109号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生徒の学力の向上を図ることを目的として富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する中学校（以下「市立中学校」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（令2告示275・一部改正）

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市立中学校の校長会が実施する学力テストに係る事業とする。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）第3条に規定する支給対象者の子に係る経費については、全額とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）2週間以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(令2告示275・全改)

(書類の整備等)

第10条 市立中学校の校長は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月24日告示第275号）

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第133号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の富士見市立中学校学力向上対策事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正に加え、なお使用することができる。

報告事項（９）資料

○富士見市教育研究会等補助金交付要綱

平成２８年３月３１日

告示第７４３号

富士見市教育研究会等補助金交付要綱（平成１８年告示第５６号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、学校教育の促進を図ることを目的として活動する富士見市教育研究会及び富士見市児童・生徒体力向上推進委員会（以下「研究会等」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２ 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５５年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、研究会等が行う学校教育の促進のための研究又は研修に関する事業とする。

（補助対象経費）

第３条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第４条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第５条 規則第４条第１項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２ 規則第４条第１項第１号の事業計画書の様式は、様式第２号のとおりとする。

３ 規則第４条第１項第２号の収支予算書の様式は、様式第３号のとおりとする。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第６条 規則第７条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第7条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、領収書の写しその他支払を証する書類とする。

（補助金等確定通知書の様式）

第8条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

（補助金の交付時期等）

第9条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（書類の整備等）

第10条 研究会等の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、研究会等が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代、紙代
印刷製本費	冊子等の印刷・製本費用
役務費	郵便料金
使用料・賃借料	会場使用料、コピー代
備品購入費	教材備品代、研修用図書代
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

報告事項（10）資料

富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱（令和2年告示第99号）新旧対照表

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）児童生徒 市内に在住し、又は市立学校に在籍する児童生徒のうち、<u>英検5級以上を受験する小学校の第4学年以上の児童若しくは中学校の第1学年の生徒、英検4級以上を受験する中学校の第2学年の生徒又は英検3級以上を受験する中学校の第3学年の生徒</u>のことをいう。</p> <p>（補助金の額及び回数）</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>児童生徒1人につき、英検受験の級が4級又は5級にあつては1,000円、3級以上にあつては3,000円</u>とする。</p> <p>（個別申込みに係る補助金等交付申請書の様式等）</p> <p>第6条 個別申込みにより補助金の交付を受けようとする者の規則第4条第1項の補助金等交付申請書及び規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、富士見市英語検定試験検定料補助金交付申請書兼請求書（個別申込み）（様式第1号）のとおりとする。</p> <p>2 前項の申請書兼請求書の提出は、次に掲げる書類を添付して行うも</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）児童生徒 市内に在住し、又は市立学校に在籍する児童生徒のうち、<u>英検5級以上を受験する小学校の第6学年の児童、英検4級以上を受験する中学校の第1学年の生徒及び英検3級以上を受験する中学校の第2学年又は第3学年の生徒</u>のことをいう。</p> <p>（補助金の額及び回数）</p> <p>第5条 補助金の額は、<u>英検を受験する児童生徒1人につき1,000円</u>とする。</p> <p>（個別申込みに係る補助金等交付申請書の様式等）</p> <p>第6条 個別申込みにより補助金の交付を受けようとする者の規則第4条第1項の補助金等交付申請書及び規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、富士見市英語検定試験検定料補助金交付申請書兼請求書（個別申込み）（様式第1号）のとおりとする。</p> <p>2 前項の申請書兼請求書の提出は、次に掲げる書類を添付して行うも</p>

のとする。

- (1) 英検の検定料の支払を証する書類
- (2) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号が分かるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(団体申込みに係る補助金等交付申請書の様式等)

(補助金の申請期限)

第8条 第6条第1項の申請書兼請求書及び前条第1項の申請書による補助金の申請期限は、英検を受験した年度の2月末日（その日が富士見市の休日を定める条例(平成2年条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日でない最初の日）とする。

様式第1号及び第2号 別紙のとおり

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

のとする。

- (1) 英検の検定料の支払を証する書類
- (2) 補助金の振込を希望する金融機関の申請者名義の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(団体申込みに係る補助金等交付申請書の様式等)

(補助金の申請期限)

第8条 第6条第1項の申請書兼請求書及び前条第1項の申請書による補助金の申請期限は、英検を受験した年度の1月末日（その日が富士見市の休日を定める条例(平成2年条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日でない最初の日）とする。

報告事項（11）資料

その他

- ・ 第53回富士見市子どもフェスティバルについて
- ・ 水子貝塚資料館・難波田城資料館の企画展について